

地方税法等の改正

目 次	
一 令和4年度地方財政計画……………	797
二 令和4年度地方税収入見込み……………	800
三 個人住民税……………	805
四 地方法人課税（法人住民税・法人事業 税）……………	815
五 不動産取得税……………	824
六 車体課税……………	829
七 固定資産税・都市計画税……………	830
八 事業所税……………	846
九 航空機燃料譲与税……………	848
十 地方税務手続のデジタル化……………	849

はじめに

令和4年度税制改正については、与党において、令和3年12月10日に「令和4年度税制改正大綱」が取りまとめられました。また、これを受けて政府においても、同月24日に「令和4年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

その後、政府においては、閣議決定に沿って法案化作業が行われ、所得税等に関する部分につい

ては「所得税法等の一部を改正する法律案」として令和4年1月25日に閣議決定され、地方税に関する部分については「地方税法等の一部を改正する法律案」として同月28日に閣議決定され、ともに第208回通常国会に提出されました。その後、国会審議を経て、「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」は令和4年3月22日に可決・成立し、同月31日に公布されました。

一 令和4年度地方財政計画

地方財政計画とは、地方交付税法第7条の規定に基づいて作成される地方団体の歳入及び歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出されるとともに、一般に公表されるものです。令和4年度地方財政計画については、令和4年1月28日に閣議決定され、同日国会に提出されました。

この地方財政計画に計上された歳入・歳出項目の内訳は、(資料1)のとおりですが、このうち、通常収支分の歳入歳出規模は90兆5,918億円（対前年度比7,858億円、0.9%の増）、また、歳出のうち、公債費（公営企業繰出金のうち企業債償還費普通会計負担分を含む）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は、75兆8,761億円（対前年度比4,718億円、0.6%の増）となっています。

また、東日本大震災分のうち、復旧・復興事業の歳入歳出規模は2,987億円（対前年度比341億円、10.2%の減）、全国防災事業は1,023億円（対前年度比67億円、6.1%の減）となっています。

なお、総務省から公表されている令和4年度地方財政計画の策定方針のうち、税制改正に係る部分は、以下のとおりです。

1 通常収支分

(1) 地方税制については、令和4年度地方税制改正では、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税等の税負担の調整、法人事業税の付加価値割における給与等の支給額が増加した場合の特例措置の拡充等、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の延長等の税制上の措置を講

ずることとしている。

(2) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生ずることのないよう、次の措置を講ずることとし、所要の法律改正を行う。

① 令和4年度の地方財源不足見込額2兆5,559億円については、令和2年度に講じた令和4年度までの間の制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講ずる。その結果、国と地方が折半して補填すべき額は生じないこととなる。

イ 建設地方債（財源対策債）を7,600億円増発する。

ロ 地方交付税については、国の一般会計加算（地方交付税法附則第4条の2第1項の加算）により154億円増額する。

ハ 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を1兆7,805億円発行する。

② 交付税特別会計借入金については、令和4年度から令和6年度までは各年度5,000億円を償還、令和7年度から令和10年度までは償還額を1,000億円ずつ増額し、令和11年度から令和36年度までは各年度1兆円を基本に償

還するよう、償還計画の見直しを実施する。

③ 上記の結果、令和4年度の地方交付税については、18兆538億円（前年度比6,153億円、3.5%増）を確保する。

(3)～(6) 省略

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

① 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、1,069億円を確保する。また、一般財源充当分として4億円を計上する。

②・③ 省略

(2) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額として768億円を計上するとともに、一般財源充当分として254億円を計上する。

(資料1)

地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

歳入歳出総括表

(単位:億円、%)

区 分		令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	地(猶予特例分除)税(き)	412,305	382,704	29,601	7.7
	地(猶予特例譲与)税(き)	412,305	380,802	31,503	8.3
	地(猶予特例分除)税(き)	25,978	18,462	7,516	40.7
	地(猶予特例分除)金	25,978	18,219	7,759	42.6
	地(猶予特例)交付金	2,267	3,577	▲ 1,310	▲ 36.6
	地(猶予特例)交付金	180,538	174,385	6,153	3.5
	地(猶予特例)支出	148,826	147,631	1,195	0.8
	地(猶予特例)債	76,077	112,407	▲ 36,331	▲ 32.3
	地(猶予特例)債	17,805	54,796	▲ 36,992	▲ 67.5
	地(猶予特例)債	7,600	7,700	▲ 100	▲ 1.3
	地(猶予特例)債	15,729	15,487	242	1.6
	地(猶予特例)債	44,456	43,754	702	1.6
	地(猶予特例)債	▲ 4	▲ 2	▲ 2	100.0
	地(猶予特例)債	▲ 254	▲ 345	91	▲ 26.4
計	905,918	898,060	7,858	0.9	
一	(猶予特例分除)源(き)	638,635	633,577	5,058	0.8
	(水準超経費を除く交付団体ベ-ス)	638,635	631,432	7,203	1.1
	(猶予特例分除)源(き)	620,135	622,077	▲ 1,942	▲ 0.3
	(猶予特例分除)源(き)	620,135	619,932	203	0.0
歳 出	給(猶予特例)関係経費	199,644	201,540	▲ 1,896	▲ 0.9
	退(猶予特例)関係以外	185,283	186,816	▲ 1,533	▲ 0.8
	退(猶予特例)関係当手	14,361	14,724	▲ 363	▲ 2.5
	一(猶予特例)行政経	414,433	408,824	5,609	1.4
	補(猶予特例)行政助	234,578	229,416	5,162	2.3
	単(猶予特例)行政独	148,667	148,296	371	0.3
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,988	14,912	76	0.5
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	地域社会再生事業費	4,200	4,200	0	0.0
	地域デジタル社会推進事業費	2,000	2,000	0	0.0
	公(猶予特例)債除(き)	114,259	117,799	▲ 3,540	▲ 3.0
	維(猶予特例)債除(き)	114,259	115,654	▲ 1,395	▲ 1.2
	う(猶予特例)債除(き)	14,948	14,694	254	1.7
	投(猶予特例)債除(き)	1,100	1,100	0	0.0
	直(猶予特例)債除(き)	119,785	119,273	512	0.4
	単(猶予特例)債除(き)	56,648	57,136	▲ 488	▲ 0.9
	う(猶予特例)債除(き)	63,137	62,137	1,000	1.6
	う(猶予特例)債除(き)	5,000	5,000	0	0.0
	う(猶予特例)債除(き)	5,800	4,800	1,000	20.8
	公(猶予特例)債除(き)	4,000	4,000	0	0.0
企(猶予特例)債除(き)	24,349	24,430	▲ 81	▲ 0.3	
公(猶予特例)債除(き)	14,398	14,718	▲ 320	▲ 2.2	
企(猶予特例)債除(き)	9,951	9,712	239	2.5	
不(猶予特例)債除(き)	18,500	11,500	7,000	60.9	
計	905,918	898,060	7,858	0.9	
(水準超経費を除く交付団体ベ-ス)	887,418	886,560	858	0.1	
地(猶予特例)債除(き)	758,761	754,043	4,718	0.6	

地方財政計画歳入歳出一覧（東日本大震災分）
（復旧・復興事業）

歳入歳出総括表

（単位：億円、％）

区 分		令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	震 災 復 興 特 別 充 当 交 付 税 分 金 債 入	1,069 4	1,326 2	▲ 257 2	▲ 19.4 100.0
	一 般 財 源 支 出	1,822 9	1,913 8	▲ 91 1	▲ 4.8 12.5
	地 雑 収	83	79	4	5.1
	計	2,987	3,328	▲ 341	▲ 10.2
	給 一 補 単 公 投 直 単 公 営 企 業 繰 出	58 1,418 921 497 83 1,428 1,426 2 0	65 1,686 1,003 683 79 1,497 1,410 87 1	▲ 7 ▲ 268 ▲ 82 ▲ 186 4 ▲ 69 16 ▲ 85 ▲ 1	▲ 10.8 ▲ 15.9 ▲ 8.2 ▲ 27.2 5.1 ▲ 4.6 1.1 ▲ 97.7 ▲ 100.0
計	2,987	3,328	▲ 341	▲ 10.2	

（全国防災事業）

歳入歳出総括表

（単位：億円、％）

区 分		令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	地 一 般 財 源 充 当 交 付 税 分 金 債 入	768 254 1	744 345 1	24 ▲ 91 0	3.2 ▲ 26.4 0.0
	計	1,023	1,090	▲ 67	▲ 6.1
	公 債 費	1,023	1,090	▲ 67	▲ 6.1
歳 出	計	1,023	1,090	▲ 67	▲ 6.1

二 令和4年度地方税収入見込み

令和4年度の地方財政計画における地方税収入見込額（通常収支分と東日本大震災分の合算額）は、（資料2）及び（資料3）のとおりです。

令和4年度の地方税収入総額は、令和4年度税制改正による増減収額（471億円の減収）込みで41兆3,073億円であり、前年度の地方財政計画額（38兆3,448億円）に対して2兆9,625億円、7.7%の増

となっています。

道府県税と市町村税に分けて見てみると、道府県税が18兆9,892億円で前年度地方財政計画額（17兆2,340億円）に対して1兆7,552億円、10.2%の増、市町村税が22兆3,181億円で前年度地方財政計画額（21兆1,108億円）に対して1兆2,073億円、5.7%の増となっています。

(資料2)

令和4年度地方税収見込額(詳細)

1 地方税

(1) 総括表

(単位: 億円)

区分	令和3年度当初見込額 (A)	令和4年度							(G)の構成割合 (%)	
		令和3年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額(A)+(B) (C)	税制改正による増減(▲)収見込額			改正法による収入見込額(C)+(F) (G)	令和3年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (G)-(A) (%)		
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計(D)+(E) (F)				
1.道府県税	172,340	17,552	189,892				189,892	17,552	110.2	46.0
2.市町村税	211,108	12,544	223,652	▲ 471		▲ 471	223,181	12,073	105.7	54.0
3. 計	383,448	30,096	413,544	▲ 471		▲ 471	413,073	29,625	107.7	100.0

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位: 億円)

区分	令和3年度当初見込額 (A)	令和4年度							(G)の構成割合 (%)	
		令和3年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額(A)+(B) (C)	税制改正による増減(▲)収見込額			改正法による収入見込額(C)+(F) (G)	令和3年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (G)-(A) (%)		
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計(D)+(E) (F)				
1.道府県税	137,140	15,162	152,302				152,302	15,162	111.1	36.9
2.市町村税	246,308	14,934	261,242	▲ 471		▲ 471	260,771	14,463	105.9	63.1
3. 計	383,448	30,096	413,544	▲ 471		▲ 471	413,073	29,625	107.7	100.0

※ 数値は東日本大震災分を含む。

(2-1) 税目別内訳 (都府県税)

(単位：億円)

区 分	令和3年度当初見込額 (A)	令 和 4 年 度							$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)
		令和3年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額(A)+(B) (C)	税制改正による増減(▲)収見込額			改正法による収入見込額(C)+(F) (G)	令和3年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (G)-(A)	
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計(D)+(E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	49,595	3,119	52,714				52,714	3,119	106.3
個人均等割	949	16	965				965	16	101.7
所得割	42,589	1,453	44,042				44,042	1,453	103.4
法人均等割	1,439	24	1,463				1,463	24	101.7
法人税割	1,063	900	1,963				1,963	900	184.7
利子割	316	▲ 49	267				267	▲ 49	84.5
配当割	1,566	48	1,614				1,614	48	103.1
株式等譲渡所得割	1,673	727	2,400				2,400	727	143.5
2. 事業税	34,255	11,915	46,170				46,170	11,915	134.8
個人	1,722	536	2,258				2,258	536	131.1
法人	32,533	11,379	43,912				43,912	11,379	135.0
3. 地方消費税	57,496	1,671	59,167				59,167	1,671	102.9
譲渡割	44,323	▲ 4,674	39,649				39,649	▲ 4,674	89.5
貨物割	13,173	6,345	19,518				19,518	6,345	148.2
4. 不動産取得税	3,791	120	3,911				3,911	120	103.2
5. 道府県たばこ税	1,424	22	1,446				1,446	22	101.5
6. ゴルフ場利用税	404	3	407				407	3	100.7
7. 軽油引取税	9,300	7	9,307				9,307	7	100.1
8. 自動車税	16,066	699	16,765				16,765	699	104.4
環境性能割	932	550	1,482				1,482	550	159.0
種別割	15,134	149	15,283				15,283	149	101.0
9. 鉱区税	3	0	3				3	0	100.0
10. 固定資産税(特例分等)	72	▲ 21	51				51	▲ 21	70.8
普通税計	172,406	17,535	189,941				189,941	17,535	110.2
(II) 目的税									
1. 狩猟税	7	0	7				7	0	100.0
目的税計	7	0	7				7	0	100.0
(III) 道府県税小計	172,413	17,535	189,948				189,948	17,535	110.2
(IV) 東日本大震災による減免等	▲ 73	17	▲ 56				▲ 56	—	—
(V) 道府県税計	172,340	17,552	189,892				189,892	17,552	110.2

※ 数値は東日本大震災分を含む。

(2-2) 税目別内訳 (市町村税)

(単位：億円)

区 分	令和3年度当初見込額 (A)	令 和 4 年 度							$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)
		令和3年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額(A)+(B) (C)	税制改正による増減(▲)収見込額			改正法による収入見込額(C)+(F) (G)	令和3年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (G)-(A)	
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
B 市 町 村 税									
(I) 普 通 税									
1. 市 町 村 民 税	90,974	7,779	98,753				98,753	7,779	108.6
個人均等割	2,212	37	2,249				2,249	37	101.7
所得割	78,013	2,628	80,641				80,641	2,628	103.4
法人均等割	4,273	263	4,536				4,536	263	106.2
法人税割	6,476	4,851	11,327				11,327	4,851	174.9
2. 固 定 資 産 税	91,506	3,980	95,486	▲ 399		▲ 399	95,087	3,581	103.9
土 地	34,852	1,071	35,923	▲ 399		▲ 399	35,524	672	101.9
家 屋	39,201	1,694	40,895				40,895	1,694	104.3
償 却 資 産	16,575	1,204	17,779				17,779	1,204	107.3
純固定資産税小計	90,628	3,969	94,597	▲ 399		▲ 399	94,198	3,570	103.9
交 付 金	878	11	889				889	11	101.3
3. 軽 自 動 車 税	2,891	227	3,118				3,118	227	107.9
環 境 性 能 割	93	82	175				175	82	188.2
種 別 割	2,798	145	2,943				2,943	145	105.2
4. 市 町 村 た ば こ 税	8,721	98	8,819				8,819	98	101.1
5. 鉱 産 税	17	1	18				18	1	105.9
6. 特 別 土 地 保 有 税	1	0	1				1	0	100.0
普 通 税 計	194,110	12,085	206,195	▲ 399		▲ 399	205,796	11,686	106.0
(II) 目 的 税									
1. 入 湯 税	139	19	158				158	19	113.7
2. 事 業 所 税	3,899	14	3,913				3,913	14	100.4
3. 都 市 計 画 税	13,228	414	13,642	▲ 72		▲ 72	13,570	342	102.6
4. 水 利 地 益 税 等	0	0	0				0	0	0.0
目 的 税 計	17,266	447	17,713	▲ 72		▲ 72	17,641	375	102.2
(III) 市 町 村 税 小 計	211,376	12,532	223,908	▲ 471		▲ 471	223,437	12,061	105.7
(IV) 東 日 本 大 震 災 に よ る 減 免 等	▲ 268	12	▲ 256				▲ 256	—	—
(V) 市 町 村 税 計	211,108	12,544	223,652	▲ 471		▲ 471	223,181	12,073	105.7

※ 数値は東日本大震災分を含む。

2 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	令和3年度当初見込額 (A)	令 和 4 年 度					$\frac{(E)}{(A)} \times 100$ (%)
		令和3年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額 (A)+(B) (C)	制度改正による増減(▲)収見込額 (D)	改正法による収入見込額 (C)+(D) (E)	令和3年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (E)-(A)	
1. 地方揮発油譲与税	2,292	▲ 1	2,291		2,291	▲ 1	100.0
2. 石油ガス譲与税	45		48		48	3	106.7
3. 自動車重量譲与税	2,806		2,891		2,891	85	103.0
4. 航空機燃料譲与税	178	▲ 29	149		149	▲ 29	83.7
5. 特別とん譲与税	114	▲ 1	113		113	▲ 1	99.1
6. 森林環境譲与税	400		500		500	100	125.0
7. 特別法人事業譲与税	12,627	7,359	19,986		19,986	7,359	158.3
合 計	18,462	7,516	25,978		25,978	7,516	140.7

※ 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

(資料3)

令和4年度税制改正(地方税関係)による事項別増減収見込額

(単位：億円)

改 正 事 項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税 住宅ローン控除限度額の見直し	7	13	21			
2 法人事業税	▲ 78		▲ 78			
(1) 大法人に対する所得割の軽減税率の見直し	3		3			
(2) ガス供給業に係る収入金額課税の見直し	▲ 81		▲ 81			
3 固定資産税		50	50			
(1) 一般ガス導管事業者が新設した一般ガス導管事業の用に供する一定の償却資産に対する課税標準の特例措置の見直し		41	41			
(2) その他		9	9			
4 都市計画税 税負担軽減措置の見直し等		1	1			
		1	1			
合 計	▲ 71	63	▲ 7			
国税の税制改正に伴うもの	▲ 19	19	1			
個人住民税	35	62	97			
法人住民税	▲ 7	▲ 43	▲ 50			
法人事業税	▲ 46		▲ 46			
再 計	▲ 89	83	▲ 7			

(注1) 上記の計数は1億円未満を四捨五入しているため、計とは一致しない場合がある。

(注2) 個人住民税の住宅ローン控除限度額の見直しによる平年度増収見込額は、令和4年から令和7年までの居住分について、改正後の制度を適用した場合の減収見込額と改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額(1年当たり)の平均額を計上している。

(注3) 固定資産税及び都市計画税に係る負担調整措置の令和4年度の特別な措置による同年度の減収額は、▲471億円と見込まれる。

(注4) 上記の他、「大法人に対する所得割の軽減税率の見直し」に伴う特別法人事業譲与税の増収額は、平年度7億円と見込まれる。

三 個人住民税

1 住宅ローン控除の延長・見直し

(1) 個人住民税における住宅ローン控除の経緯

① 創設の経緯等

個人住民税については、「地域社会の会費」という基本的性格から、政策的な税額控除は行わないことが原則であり、所得税においていわゆる住宅ローン控除が講じられるようになってからも、個人住民税における措置は長らく講じられてきませんでした。しかし、平成19年のいわゆる「三位一体の改革」により所得税から個人住民税に3兆円規模の税源移譲が行われた際、中低所得者層の所得税額が減少し、住宅ローン控除可能額を所得税から控除しきれなくなる問題に対応するため、住宅ローン控除の既存適用者（平成11年から平成18年までの入居者）について、税負担の変動が生じないよう、税源移譲の範囲内で、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除する措置が講じられました。

また、平成21年度税制改正においては、リーマンショック後の経済対策として中低所得者の実効的な負担軽減を図る観点から、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除することとされ、控除限度額については、以上の経緯を踏まえて、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）とされたところです。

② 消費税率引上げへの対応

平成25年度税制改正において、平成26年4月からの消費税率引上げによる影響を平準化・緩和するために、住宅ローン控除の対象期間を平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長するとともに、その期間のうち平成26年4月1日から平成29年末までに住宅を取得した場合の控除額を拡充することとされ

た際に、個人住民税からの控除限度額が所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）まで拡充されました。なお、拡充の対象となるのは、住宅の対価の額又は費用に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合に限られます。この措置は、二度にわたる消費税率引上げの延期に伴い、その都度延期されてきており、令和4年度税制改正前においては令和3年末が期限とされていました。

これに加えて、令和元年10月の消費税率引上げに当たって、住宅に係る需要変動を平準化するため、所得税において、住宅を取得して令和元年10月1日から令和2年末までの間に居住の用に供した場合に控除期間を3年延長するとともに、この延長適用期間において消費税率引上げ分（2%分）を控除する仕組みとされたことを踏まえ、延長適用期間において所得税から控除しきれなかった残額がある場合には、翌年度分の個人住民税から、この残額に相当する額を控除限度額（所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円））の範囲内で控除することとされました。

③ 新型コロナウイルス感染症による影響等への対応

イ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における対応

令和2年4月の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における地方税制上の措置」において、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応等が行われ、具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響により、

- ・ 住宅ローンを借りて取得した中古住宅について、増改築等が遅れ入居まで6か月超の期間が経過した場合でも、一定の要件を満たす場合（増改築等の契約が一

定期間までに行われ、増改築終了後6か月以内に入居)には住宅ローン控除の適用を可能とすること

- ・ 住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、一定の要件を満たす場合(新築の場合は、令和2年9月末までに契約を行い、令和3年12月末までに入居等)には控除期間が13年に延長された住宅ローン控除の適用を可能とすること

とされ、所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額(所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円))の範囲内で個人住民税から控除することとされました。

ロ 令和3年度税制改正における対応

令和3年度税制改正においては、新型コロナウイルス感染症の影響による先行きの不透明さなどを背景に、消費者においても住宅取得環境が厳しさを増していることを踏まえ、内需の柱となる住宅投資を幅広い購買層に対して喚起するため、消費税率10%への引上げに伴う反動減対策の上乗せとして措置した控除期間13年間の特例を延長し、一定の期間(新築の場合は令和2年10月から令和3年9月末まで、それ以外は令和2年12月から令和3年11月末まで)に契約した場合、令和4年12月末までの入居者を対象とすることとされました。また、経済対策として、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者については、床面積40平方メートルから50平方メートルまでの住宅も対象とする特例措置を講ずることとされました。この際、所得税から控除しきれなかった額は、控除限度額(所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円))の範囲内で個人住民税額から控除することとされました。

なお、これらの住宅ローン控除による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填されています。

以上の経緯を踏まえ、令和4年度税制改正においては、令和3年末までの入居期限となっている、消費税率8%への引上げ時に反動減対策として講じた措置の延長・見直しが議論されることとなりました。

(2) 改正前の制度の概要

住宅ローン控除は、住宅借入金等特別税額控除額(住宅ローンの年末残高に1%の控除率を乗じた金額)を、10年間、所得税額から控除し、控除しきれない場合には、翌年度分の個人住民税額から一定額を限度として控除する仕組みです。改正前の制度においては、令和3年末居住分までの措置とされていました。また、住宅ローンの年末残高の限度額は、住宅の取得等が特定取得(消費税率が8%又は10%の場合)に該当する場合にあっては、一般住宅については4,000万円、認定住宅については5,000万円とされており、特定取得以外の場合にあっては、一般住宅については2,000万円、認定住宅については3,000万円とされていました(旧措法41①~⑫)。また、この通常分の措置に加えて、消費税率10%への引上げへの対応のための特例措置として、特別特定取得(消費税率が10%である場合)に該当する住宅の取得等をして、かつ、令和2年末までに居住の用に供した場合には、控除期間を3年延長し、その延長された適用期間において消費税率引上げ分(2%)の範囲で控除を受けられることとされていました(以下「13年特例」といいます。)(旧措法41⑬~⑮)。

個人住民税における措置としては、平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人住民税について、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合で、平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年に入居した場合に限り、次の計算方法により計算した控除額を個人住民税の所得割から控除することとされていました(旧地法附則5の4の2)。なお、適用期間が令和15年度までとされていたのは、13

年特例により、令和2年末までに入居した場合の控除期間が令和15年度分までとなることに対応したものです。

《算式》

$$\text{控除額} = \text{住宅借入金等特別税額控除額 (イ)} \\ - \text{所得税額 (ロ)}$$

※ 控除額は、控除限度額 (ハ) の範囲内

イ 住宅借入金等特別税額控除額 (旧地法附則5の4の2①⑤一)

租税特別措置法第41条及び第41条の2を適用して計算した住宅ローン控除可能額とし、そのうち平成19年又は平成20年の居住年に係る部分はなかったものとして計算します。

ロ 所得税額 (旧地法附則5の4の2①⑤二)

住宅ローン控除以降に控除する税額控除 (住宅ローン控除、政治活動に関する寄附に係る特別税額控除、災害減免、外国税額控除等) の適用を排除した額です。

ハ 個人住民税に係る控除限度額

(イ) 居住年が平成26年から令和3年までであって、特定取得 (消費税率が8%又は10%の場合) 又は特別特定取得 (消費税率が10%の場合) に該当する場合には、所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円) (旧地法附則5の4の2③⑦)

※ 道府県民税2.8%、市町村民税4.2% (指定都市の場合には、道府県民税1.4%、市町村民税5.6%)

(ロ) 上記以外の場合には、所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円) (旧地法附則5の4の2①⑤)

※ 道府県民税2%、市町村民税3% (指定都市の場合には、道府県民税1%、市町村民税4%)

また、東日本大震災の被災者に係る特例として、所得税において、住宅ローン控除の適用期間及び控除額に係る特例措置が講じられており、前年分の所得税についてこれらの措置の適用を受けた場合、個人住民税においても住宅ローン控除の適用ができることとされています (旧地

法附則45①②④⑤、5の4、5の4の2)。具体的には、以下の場合について住宅ローン控除の適用を受けることができるほか、住宅被災者が再建住宅を取得して住宅ローン控除の適用を受ける場合には、借入限度額及び控除率が上乘せされる (旧震災税法13の2) こととされています。

① 東日本大震災によって被害を受けたことにより居住できなくなった住宅について、本来受けられるべき控除期間のうち、引き続き住宅ローン控除を適用します (旧震災税法13①②)。

② 東日本大震災によって被害を受けたことにより居住できなくなった居住者が、新たな住宅の取得等をして居住の用に供した場合、居住できなくなった旧住宅に係る住宅ローン控除との重複適用を認めます (旧震災税法13③④)。

なお、住宅被災者が再建住宅を取得した場合の控除額の特例については、所得税において、再建住宅の取得等をして平成26年4月から令和3年末までの間に居住の用に供した場合の上乗せ措置が講じられていましたが (旧震災特例法13の2②)、個人住民税においても同様に、控除限度額が拡充 (所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)) されていました (旧地法附則45③⑥)。

また、前年分の所得税について、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律 (以下「新型コロナウイルス感染症特例法」といいます。) の規定により住宅ローン控除の適用を受ける場合に対応して、個人住民税においても所要の措置が講じられていました。具体的には、原則の適用期限 (令和15年度) 及び控除限度額の上乗せ措置に係る入居期限 (令和3年) について、令和3年末までに入居して13年特例の適用を受ける場合に対応して、適用期限を令和16年度までと読み替えることとされていました (旧地法附則61①③、5の4の2①)。また、令和4年

末までに入居して13年特例の適用を受ける場合に対応して、適用期限を令和17年度までと、また、入居期限を令和4年までと、それぞれ読み替えることとされていました。併せて、控除限度額の上乗せの対象となるのは居住年が令和3年末までの場合であるため、この場合の居住年を令和4年末までとする読替規定が置かれていました（旧地法附則61②④、5の4の2①③⑤⑦）。

(3) 改正の内容

住宅ローン控除における個人住民税の役割は所得税の補完的なものであり、所得税の制度改正の影響を受けるものです。そこで、以下においては、所得税の改正内容の概要を解説した後、個人住民税の改正内容を説明します。

① 所得税における改正内容

所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）により、所得税の住宅ローン控除の適用期限が4年延長され、その際、消費税率引上げに伴う反動減対策としての借入限度額の上乗せ措置は終了し、住宅性能などに応じた上乗せ措置を講ずることとされました。主な改正内容は次のとおりです。

イ 適用期限が4年延長され、令和7年入居分までが対象とされました（措法41①⑩）。

ロ 借入限度額（措法41③⑪）

消費税率引上げに伴う反動減対策としての上乗せ措置は終了し、住宅の環境性能などに応じた上乗せ措置を講ずることとされました。

ハ 控除率が0.7%に引下げられました（措法41④⑫）。

ニ 控除期間（措法41①⑩）

新築住宅及び買取再販住宅については13年（令和6年・7年入居の省エネ基準を満たさない住宅については10年）、既存住宅については10年とされました。

ホ 所得要件が合計所得金額2,000万円以下に引下げられました（措法41①）。

ヘ 床面積要件（措法41⑮⑰）

令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅については、合計所得1,000万円以下の者に限り、40平方メートルに緩和されました。

（注）令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除の対象外とされました（措法41⑯）。

なお、東日本大震災の被災者に係る措置についても、被災者による住宅の早期再建を引き続き支援する観点から、令和7年入居分以降は対象地域の絞り込みを行いつつ、控除率及び借入限度額の上乗せ措置を講ずることとされました（震災税特法13、13の2）。

② 個人住民税における改正内容

上記の所得税における改正を踏まえ、個人住民税において、次の措置を講ずることとされました。

なお、個人住民税の住宅ローン控除については、地方税法において、「所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は41条の2の2の規定の適用を受けた場合」において同様に住宅ローン控除を適用することとされているため、上記①の制度改正の内容については、地方税法には規定されていません。

イ 適用期限の延長（地法附則5の4の2①⑤）

所得税における住宅ローン控除の適用期限が4年延長されたことに伴い、個人住民税においても、「平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の道府県民税（市町村民税）に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、（略）所得割の額から控除するものとする。」として、

適用期限の延長に対応しています。

適用期限が「令和20年度まで」の個人住民税とされているのは、今回の延長後の適用期限である令和7年に入居した場合、令和8年度の個人住民税から最大で13年間の控除期間となるためです。また、居住年が「令和7年まで」とされているのは、令和7年12月31日までに入居した者が対象となることに対応したものです。

また、新型コロナウイルス感染症特例法の規定により13年特例の適用を受ける場合の適用期限等に係る読替規定（旧地法附則61）については、上記の適用期限及び居住年の延長（令和15年度→令和20年度、令和3年→令和7年）により、読替え後の適用期限（令和16年度又は令和17年度）及び居住年（令和4年）が包含されることとなったため、これらの規定は削除されました（旧地法附則61①③）。

一方、令和4年末までに入居した者について、引き続き下記ロの改正前の控除限度額（所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円））により住宅ローン控除を適用する必要があるため、控除限度額の上乗せ措置の対象となる居住年（平成26年から令和3年まで）に係る読替規定（令和3年→令和4年）は存置されています（地法附則61①②）。

ロ 個人住民税の控除限度額の見直し（地法附則5の4の2③⑦）

今回の住宅ローン控除の延長・見直しに際して、個人住民税の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）から5%（最高9.75万円）へ戻すこととされました。改正前の制度において個人住民税の控除限度額が所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）とされていたのは、上記(1)②のとおり、消費税率引上げに伴う反動減対策を目的としたものであり、「居住年が平成26年から令和3年ま

で」の場合に適用することとされていました。今般の改正では、この規定については居住年が延長されておらず（地法附則5の4の2③⑦）、令和4年入居以降の個人住民税の控除限度額については、原則である所得税の課税総所得金額の5%（最高9.75万円）に戻ることとなります。なお、東日本大震災の被災者に係る特例における控除限度額の上乗せ措置についても、同様に、居住年の延長は行われていません（地法附則45③⑥）。

(4) 施行期日・経過措置

この改正の施行期日は、改正後の適用初年度の賦課期日に合わせるため、令和5年1月1日とされています。また、所得税と同様の経過措置を規定しており、具体的には、改正後の規定は、個人住民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以降に入居した場合に適用し、同日前に入居した場合は従前どおりとされています（改正地法附則3③⑤⑥⑦、10③⑤⑥⑦）。

2 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致

(1) 改正前の制度の概要

改正前の地方税法において、上場株式等の配当等（大口株主が支払を受けるものを除きます。以下同じです。）については、所得税と個人住民税で異なる課税方式の選択が可能となりました。すなわち、所得税について、申告不要、総合課税又は申告分離課税の3つの課税方式が選択できる一方、個人住民税においても、申告不要、総合課税又は申告分離課税を選択できることとされていました（旧地法32⑫⑬、313⑫⑬、附則33の2②⑥）。具体的には次のとおりです。

個人住民税については、特定配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等及び同法第41条の12の2第1項に掲げる償還金に係る同条第6項第3号に規定する

差益金額をいいます。以下同じです。)に係る所得について、特定配当等の支払の際、特定配当等の支払をする者又は支払の取扱いをする者が、5%の税率による配当割の特別徴収をすることとされています(地法71の27~71の31)。その上で、特定配当等に係る所得を有する者に係る総所得金額は、その特定配当等に係る所得の金額を除外して算定することとされていることから、配当割を特別徴収される特定配当等については、申告不要で課税関係が終了することとなります(旧地法32⑫、313⑫)。

一方、この特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する規定については、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項等の記載があるときは適用せず(旧地法32⑬、313⑬)、その上で、上場株式等の配当等を有する場合には、他の所得と区分し、5%の税率により所得割を課するという申告分離課税の規定が設けられていました(旧地法附則33の2①⑤)。

また、上場株式の配当等のうち特定上場株式等の配当等については、当該配当所得につき申告分離課税の適用を受けようとする旨の記載のある特定配当等申告書を提出した場合に限り適用することとされ、これにより、申告不要又は申告分離課税のほか、総合課税も選択できることとされてきました(旧地法附則33の2②⑥)。

なお、地方税法においては、特定株式等譲渡所得金額(租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額をいいます。以下同じです。)に対する課税方式についても、同種の構造により、特定株式等譲渡所得金額申告書を提出することで申告不要(地法71の48~51、旧地法32⑭⑮、313⑭⑮)又は申告分離課税(地法附則35の2の2)を選択できることとされてきました。

上記の特定配当等申告書又は特定株式等譲渡所得金額申告書とは、住民税の納税通知書が送達される時まで提出された、特定配当等又は

特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項等が記載された次の申告書をいいます(旧地法32⑬⑮、313⑬⑮)。

- ・ 住民税申告書(地法45の2①、317の2①)
- ・ 住民税申告書とみなされる所得税の確定申告書(地法45の3①、317の3①)

(2) 改正の内容

改正前の制度では、所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することが可能となっており、国民健康保険等の他制度における影響を考慮して、所得税では総合課税、個人住民税では申告不要を選択するケースが見られたところです。これに対して、金融所得課税の制度は、所得税と個人住民税を一体として設計されてきたこと等を踏まえ、所得税と個人住民税の課税方式を一致させるための措置を講ずることとされました。なお、申告不要又は申告分離課税を選択することができる株式譲渡所得についても、同様の措置が講じられています。具体的には次のとおりです。

① 上場株式等の配当等における改正内容

個人住民税における課税方式を所得税と一致させるため、所得税において総合課税又は申告分離課税の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書が提出された場合に限り、総所得金額からこれらの金額を除外して算定するとの規定を適用しないこととされました(地法32⑬、313⑬)。また、申告分離課税又は総合課税の選択についても、所得税において申告分離課税の規定(措法8の4①)が適用された場合に限り、個人住民税においても申告分離課税を適用し、それ以外の場合は総合課税を適用することとされました(地法附則33の2②⑥)。

② 上場株式等の譲渡所得における改正内容

特定株式等譲渡所得金額に対する課税方式についても、同様に、所得税において申告分離課税の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書が提出された場合に限り、総所

得金額からこれらの金額を除外して算定するとの規定を適用しないこととされました（地法32⑮、313⑮）。また、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除についても、所得税の確定申告書を提出し、これらの措置の適用を受ける場合に限り、個人住民税においても適用することとされました（地法附則35の2の6）。

③ 住民税申告書とみなされる確定申告書の付記事項についての改正

所得税において総合課税又は申告分離課税を選択した特定配当等などについて、個人住民税において申告不要を選択する場合には、その旨を確定申告書に付記することとされており、これにより、住民税申告書の提出は不要とされていました。今般、上記①及び②の改正に伴い、確定申告書の付記事項から、この課税方式の選択に係る事項が削除されました（旧地規2の3②十）。

(3) 施行期日・経過措置

上記(2)①及び②の改正は、令和6年度分の個人住民税から適用することとされ、令和5年度分以前の個人住民税については従前どおりとされています（改正地法附則4①、11①）。

なお、この改正により、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除は、上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税について確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合に適用されることとなります（地法附則35の2の6④⑪）。そのため、令和6年度から令和8年度までの各年度分の個人住民税については、譲渡損失の発生した年が令和2年から令和4年までの各年である場合には、改正前の地方税法の規定による住民税申告書を連続して提出していた場合に繰越控除を適用することとされています（改正地法附則4②、11②）。

また、上記(2)③の改正は、令和6年1月1日から施行され、令和5年度分までの個人住民税

に係る住民税申告書とみなされる確定申告書を提出した場合には、従前どおりとされています（改正地規附則2①）。

3 個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備等

(1) 改正前の制度の概要

個人住民税における合計所得金額とは、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（純損失又は雑損失の繰越控除前の額）をいいますが、現年分離課税される退職所得金額を含まないこととされており（地法50の2、328）、所得税の合計所得金額とは差異が生じる場合があります。そのため、個人住民税と所得税とでは、納税義務者の配偶者又は親族が、同一生計配偶者又は扶養親族（いずれも、その年度の初日の属する年の前年の合計所得金額が48万円以下であることが要件とされます。）に該当するかが異なり、それにより、配偶者控除等の適用の有無が異なる場合があります。

地方団体においては、配偶者等の合計所得金額などの課税に必要な情報について、給与支払報告書（地法317の6①）・公的年金等支払報告書（地法317の6④）・住民税申告書（地法45の2①、317の2①）・確定申告書（所法120）などにより把握をしています。これらのうち、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については、特別徴収義務者がこれらの報告書の記載事項に係る情報を収集するため、所得税法による給与所得者の扶養控除等申告書（所法194）及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書（所法203の6）が活用されています。その上で、地方税法において、所得税法による扶養控除等申告書などに記載することとされていない16歳未満の扶養親族について、扶養親族申告書の提出を求めることとされていました（旧地法45の3の2、45の3の3、317の3の2、317の3の3）。そのため、地方団体においては、個人住民税と所得税とで配偶者控除等の適用の有無が

異なる場合には、住民税申告書の提出を受けることにより必要な情報を把握していました。

また、公的年金等控除については、平成30年度税制改正により、所得税の合計所得金額に応じて公的年金等控除の控除額を減少させる仕組みが創設されました（所法35④、措法41の15の3）。個人住民税における公的年金等控除については、地方税法上に特別の定めがなく、所得税の計算の例によって算定することとなるため（地法32②、313②）、退職所得を含む合計所得金額（所得税法上の合計所得金額）が算定の基礎とされます。そのため、令和3年度以降、公的年金等控除額の算出のために、納税義務者の退職所得を含めた合計所得金額を把握する必要が生じているところです。

(2) 改正の内容

① 公的年金等控除額の計算等に係る規定の整備

公的年金等控除額の算定の基礎となる公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額には、個人住民税における他の所得控除等と同様に、現年分離課税される退職所得を含まない合計所得金額を用いることとされました。具体的には、総所得金額の計算を行う場合においてその例によることとなる所得税法等の規定について、地方税法施行令においてこれらの規定を読み替える規定を置き、地方税法の合計所得金額を算定の基礎とすることとされています（地令7の10の5、48の5の2、所法35④、措法41の15の3①）。

また、子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除における同一年計配偶者又は扶養親族を有することとの要件について、地方税法の同一年計配偶者又は扶養親族を有することと読み替える規定が設けられました（地令7の10の5、48の5の2、措法41の3の3①③④）。

② 扶養親族申告書の提出義務の見直し等 配偶者及び扶養親族が退職手当等を有する

場合、給与所得者が給与支払者へ提出する扶養親族申告書などにその旨を明記することとされました。これにより、給与支払報告書などを通じて、地方団体が賦課課税に必要な情報を確実に把握できるよう措置されたものです。

改正前の扶養親族申告書は16歳未満の扶養親族に関する事項の申告を求めるものでしたが、地方税法において扶養親族の氏名を記載事項として定め（旧地法45の3の2①二、317の3の2①二、45の3の3①二、317の3の3①二）、地方税法施行規則において、その範囲を16歳未満の扶養親族に限定するとともに（旧地規2の3の2③、2の3の5③）、合計所得金額の見積額などを記載事項として定めていました（旧地規2の3の3①二、2の3の6①二）。そのため、退職手当等を有する配偶者及び扶養親族に関する事項を記載事項に追加するに当たっても、これに則して改正が行われています。具体的な改正事項は次のとおりです。

イ 給与所得者の扶養親族等申告書（記載事項に係る見直し）

地方税法において、扶養親族申告書の記載事項に「自己と生計を一にする配偶者の氏名」が追加されました。この配偶者の範囲は、納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円以下であり、かつ、配偶者の合計所得金額が133万円以下であるもの、つまり、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用対象であるものに限ることとされています。退職手当等を有することにより、所得税法上は配偶者控除又は配偶者特別控除の対象とならないものの、地方税法上はこれらの控除の対象となる者について、申告書に記載するよう規定されたものです。なお、扶養親族の氏名は既に記載事項として規定されているため、扶養親族に係る改正はありません（地法45の3の2①二・三、317の3の2①二・三）。

その上で、地方税法施行規則において、記載事項とする氏名の範囲について、配偶者の氏名にあっては退職手当等を有する者の氏名に限ることとされ、扶養親族の氏名にあっては退職手当等を有する者の氏名が追加（改正前：16歳未満の扶養親族の氏名のみ）されました（地規2の3の2③）。また、退職手当等を有する配偶者又は扶養親族の合計所得金額の見積額等が記載事項に追加されました（地規2の3の3①二・三）。

ロ 公的年金等受給者の扶養親族等申告書

(イ) 提出義務者の範囲に係る見直し

改正前の公的年金等受給者の扶養親族申告書については、所得税法の扶養親族等申告書の提出義務者に加えて、16歳未満の扶養親族を有する公的年金等受給者にも提出が求められていました（旧地法45の3の3①、317の3の3①）。この、地方税法で独自に規定する提出義務者の範囲について、次のとおりとされました（地法45の3の3①、317の3の3①）。

- ・ 特定配偶者を有する者
- ・ 扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等を有しない者を除きます。）を有する者

(注) 所得税法において、全ての給与所得者に扶養控除等申告書の提出義務が課されているのに対し、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務については、一定の所得控除を源泉徴収時に適用しようとする者のみ課されています。そのため、地方税法においては、公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出義務者の範囲が所得税法における場合より広く規定されており、今般の改正に当たっても、提出義務者の範囲について見直しが行われることとなりました。

特定配偶者とは、所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限ります。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限ります。）をいいます。これは、所得税法における源泉控除対象配偶者と同様の範囲を規定していますが、これらの者のうち、退職手当等を有することにより所得税法上の源泉控除対象配偶者に当たらない者（所得税の合計所得金額が退職手当等により95万円を超える者）についても、地方税法上は扶養親族等申告書が提出されるよう規定されたものです。

また、扶養親族の範囲については、改正前の提出義務者に加え、退職手当等を有する控除対象扶養親族を有する者についても提出を求めることとするため、このように規定されています。

(ロ) 記載事項に係る見直し

地方税法において、申告書の記載事項に「特定配偶者の氏名」が追加されました。なお、扶養親族の氏名は既に記載事項として規定されているため、扶養親族に係る改正はありません（地法45の3の3①二・三、317の3の3①二・三）。

その上で、地方税法施行規則において、記載事項とする氏名の範囲について、上記イと同旨の規定の整備が行われるとともに（地規2の3の5③）、特定配偶者又は退職手当等を有する扶養親族の合計所得金額の見積額等が記載事項に追加されました（地規2の3の6①二・三）。

ハ 給与支払報告書及び公的年金等支払報告書

上記イ及びロの改正により収集されることとなる退職手当等を有する配偶者及び扶養親族に係る情報について、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の記載要領が

定められました（地規第17号様式別表記載要領9、第17号様式別表記載要領14）。

ニ 住民税申告書の提出義務

配偶者特別控除の適用を受けようとする公的年金等受給者には住民税申告書の提出義務が課せられていますが、所得税における源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除の適用を受けようとする場合は、所得税法の扶養親族等申告書が提出されることを踏まえ、住民税申告書の提出義務が解除されてきました（旧地法45の2①）。この住民税申告書の提出義務を解除する範囲について、上記ロイの改正後の地方税法の扶養親族等申告書の提出義務の範囲に対応し、所要の整備が行われました（地法45の2①）。

ホ 住民税申告書とみなされる確定申告書の付記事項

確定申告書における個人住民税に係る付記事項に、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を追加することとされました。なお、配偶者の範囲は、上記イの見直し後の配偶者の範囲と同様です（地規2の3②七の二・七の三）。

(3) 施行期日・経過措置

上記(2)①の改正は、令和4年度分以後の個人住民税について適用され、令和3年度分以前の個人住民税については従前どおりとされています（改正地令附則2）。

上記(2)②イ及びロの改正は、令和5年1月1日以後に支払を受けるべき給与等又は公的年金等について提出する扶養親族等申告書について適用され、同日前に支払を受けるべき給与等又は公的年金等については従前どおりとされています（改正地法附則3①②、10①②）。また、上記(2)②ハの改正は、令和5年1月1日以後に提出する報告書について適用され、同日前に提出した報告書については従前どおりとされてい

ます（改正地規附則2⑥⑦）。なお、上記(2)②ニの改正は、令和5年1月1日以後に提出される扶養控除等申告書などは令和6年度分の個人住民税の課税資料となるものであることから、令和6年度分以後の個人住民税について適用されず（改正地法附則4①）。

また、上記(2)②ホの改正は、住民税申告書とみなされる令和4年分以後の確定申告書を令和5年1月1日以後に提出する場合について適用されます（改正地規附則2①）。

4 その他の改正事項

(1) 給与支払報告書等の提出方法の見直し

給与支払報告書や公的年金等支払報告書を市町村に提出するに当たっては、書面やeLTAXによるほか、光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体を提出する方法により提出することができることとされてきました。

これらの記録用媒体のうち磁気テープについては、近年提出を受けている市町村が存在せず、今後の提出も想定されないことから、給与支払報告書等の提出方法について、磁気テープにより提出する方法を除外することとされました（地法317の6⑤二）。この改正は、令和4年4月1日から施行されます。

(2) 寄附金税額控除に係る申告特例申請書等の見直し

ふるさと納税の申告特例制度（ワンストップ特例）において、申告特例申請書、申告特例申請事項変更届出書及び申告特例通知書については、申告特例の求めを行う者の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載することとされてきましたが、今般の改正により、性別の記載を不要とすることとされました（地法附則7③⑩）。この改正は、令和4年4月1日以後に行われる寄附について提出される申告特例申請書等について適用されます（改正地法附則3④、10④）。

四 地方法人課税（法人住民税・法人事業税）

1 更正請求書等の記載事項の整備

国税において、修正申告書及び更正請求書におけるワンスオンリーの原則を徹底する観点から、当初申告等により税務当局が既に保有している修正申告及び更正の請求前の課税標準等について、記載不要とする改正が行われました。なお、最終的な納付税額（還付税額）を算出する過程において必要な情報並びに修正申告及び更正の請求後の課税標準等・税額等については、引き続き記載を求めるとされています。

この改正を踏まえ、地方税法の総則においても、更正請求書等の記載事項から、その請求に係る更正前の課税標準等、納付すべき税額の計算上控除する金額及び還付金の額の計算の基礎となる税額が除外されたほか、所要の整備が行われました。なお、更正請求書に記載すべき更正の請求前の税額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額並びに更正後の課税標準等及び税額等は、引き続き記載を求めるとされました（地法20の9の3③）。

法人事業税においても、2以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の更正の請求に係る規定について、総則における改正と同様に、所要の整備が行われています（地法72の48の2⑤）。

この改正は令和4年12月31日以後に終了する事業年度等から適用され、同日前に終了した事業年度等分の更正請求書等については、従前どおりとされています（改正地法附則2①②）。

2 法人税の外国税額控除の見直しに係る対応

外国税額控除は、法人が外国の法人税等を課された場合において、国際的二重課税を除去するために、法人税の額、地方法人税の額及び法人住民税法人税割額からその外国の法人税等の額を控除

するものです。地方税については、その外国の法人税等の額のうち、①国税の控除限度額（法人税の控除限度額と地方法人税の控除限度額の合計額）を超える額があるときは道府県民税の法人税割額から控除（道府県民税の控除限度額を限度）し、②国税の控除限度額と道府県民税の控除限度額の合計額を超える額があるときは市町村民税の法人税割額から控除（市町村民税の控除限度額を限度）することとされています。

令和2年度改正において、平成14年度の創設以来18年ぶりに法人税の連結納税制度が抜本的に見直され、グループ通算制度へ移行することとされました。これに際し、法人税の外国税額控除制度についても改正が行われました。地方税に関しては、令和3年度税制改正において、各通算法人の過去の事業年度における当初の控除額と再計算後の控除額に過不足が生じることとなった場合に、国税と同様に進行事業年度の法人住民税法人税割額においてその過不足額を調整することとされました。また、令和4年度税制改正において、法人税では、令和4年4月1日のグループ通算制度の施行に伴い、同制度における外国税額控除の見直しを行っています。これに合わせ、地方税では、法人住民税の外国税額控除について次の見直しが行われています。

- (1) 法人税において、税務当局が調査を行った結果、進行事業年度調整措置を適用すべきと認められた内容と異なる申告が行われた場合にその事業年度に係る税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額に係る固定措置が不適用とされるときには、その事業年度に係る法人住民税の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額に係る固定措置を不適用とすることとされました（地法53④①、321の8④①）。
- (2) 法人住民税の税額控除額等（税額控除額、税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額をいいます。以下同じです。）に係る固定措置

が不適用とされた事業年度について、その不適用とされたことに伴い修正申告書の提出又は更正が行われた場合には、原則として、その修正申告書に税額控除額等として記載された金額又はその更正に係る税額控除額等とされた金額をもって本固定措置を再度適用することとされました（地法53^{④⑤}、321の8^{④⑤}）。

この改正は、グループ通算制度の施行と同様、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます（改正地法附則3^⑧、10^⑧）。

また、進行事業年度加算措置について、その加算限度額や書類保存要件等について、国税の改正に合わせた所要の改正が行われています（地令9の7の2、48の13の2）。

3 磁気テープの提出の除外

法人住民税に係る納税申告書等に記載すべきものとされる事項についてeLTAXを使用して行う方法による提出を義務付けられた法人の添付書類記載事項の提出方法から、磁気テープにより提出する方法を除外することとされています（地法53^{⑥⑤}、321の8^{⑥②}）。

また、法人事業税に係る納税申告書等に記載すべきものとされる事項についてeLTAXを使用して行う方法による提出を義務付けられた法人の添付書類記載事項の提出方法についても、同様の改正が行われています（地法72の32^①）。

これらの改正は、令和4年4月1日から施行されます。

4 ガス収入金額課税の見直し

(1) 改正前の制度の概要

ガス供給業については収入金額を課税標準とする課税方式（収入金額課税）が導入されています。これは、その事業の公益性性格から料金が低く抑えられており、所得課税とすると、大規模施設を有し多大な行政サービスを受益していることに比して税額が少額となり、応益課税に矛盾すること、また、地域独占事業であること等の理由から、事業活動の規模を適切に表す

ものとして各事業年度の収入金額が課税標準とされてきたものです。

具体的には、ガス供給業のうち、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業、ガス製造事業者が行う事業並びに旧一般ガスみなしガス小売事業者（経過措置対象の者に限ります。以下同じです。）が行う事業については、収入割によって課税されています（旧地法72の2^{①一}）。また、それ以外の事業は一般の法人と同じ課税方式とされています（旧地法72の2^{①二}）。

平成30年度税制改正前は、ガス供給業については、膨大な設備等を有し都道府県の行政サービスを多く受けていることやその独占的地位等を踏まえ、全て収入割によって課税することとされていました。しかし、平成29年のガスの小売全面自由化後の競争状況の進展を踏まえ、平成30年度税制改正においてガス供給業に係る収入金額課税を見直し、ガス中小法人（20万kl以上の大規模なLNG基地を有する者や経過措置料金規制の適用がある者以外の者）について、一般の課税方式とすることとされました。他方で、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業については、料金規制が存置されており独占的地位が失われないこと、ガス製造事業者については、他の事業者の協力を得ることなく、自らの顧客の需要変動に応じた機動的なLNG（液化天然ガス）調達が可能事業者であり独占的地位が失われないこと、旧一般ガスみなしガス小売事業者については、競争状況が不十分な状況に置かれ、引き続き独占状態にある事業者として法律上位置づけられていることから、これらの事業者については収入金額課税を存置することとされました。

(2) 改正の内容

① 課税方式の見直しの背景

ガス導管部門の中立性確保のため、ガス事業法の改正（平成27年6月）により、令和4年4月1日から、一般ガス導管事業者のうちその一般ガス導管事業の用に供する導管の総

体としての規模が26,000km以上等の要件を満たすものについて、ガス小売事業又はガス製造事業との兼業が禁止され、分社化されることとなります（導管部門の法的分離）。こうした制度的環境変化を踏まえ、平成30年度税制改正時に収入金額課税が存置された事業者について、課税方式を見直すこととされました。

具体的には、ガス供給業のうち収入割により課税されている事業（旧地法72の2①二）について、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業は見直し対象外（地法72の2①二）とされ、旧一般ガスみなし小売ガス事業者が行うものは一般の課税方式に移行（地法72の2①一）、ガス製造事業者のうち特定ガス供給業を行うものについては、収入割を4割見直した上で付加価値割及び資本割を組み入れ（地法72の2①四）、他のガス製造事業者が行うものは一般の課税方式に移行（地法72の2①一）することとされています。なお、特定ガス供給業の定義は、下記③のとおりです。

他の一般の事業と同じ課税方式に移行された法人は、施設等の規模が相対的に小さく、制度的環境変化の影響を強く受けると考えられる法人です。一方、施設等の規模が相対的に大きい法人、特に導管部門の法的分離の対象となる大手ガス事業者については、導管部門の法的分離の後も引き続き大規模なLNG基地等を有し多大な行政サービスを受益していることや、その事業規模はガス業界において突出して大きく、課税方式の見直しに伴う地方財政に与える影響が大きいことを総合的に勘案し、収入割を存置し、その上で付加価値割及び資本割を一部組み入れることとされました。また、これらの法的分離の対象となる大手ガス事業者と同一の供給区域（大規模需要地）において大規模なLNG基地を有し供給を行っている法人についても、その規模や供給能力において同等であることや、租税制度が市場における事業者間の競争に影響を

与えないようにすることを総合的に勘案し、法的分離の対象となる大手ガス事業者と同じ課税方式とすることとされました。

収入割の一部に代えて付加価値割及び資本割を組み入れることの理由は、令和3年度与党税制改正大綱において、「これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」と記載されていること、また、令和2年度税制改正において、電気供給業について法人事業税の応益原則に沿って付加価値割及び資本割による外形標準課税を組み入れたことを踏まえたものです。見直し割合については、受益に応じた負担の観点、代替財源の状況、地方財政や個々の地方団体の税収に与える影響等を総合的に勘案し、主たる課税方式として6割を引き続き収入金額課税とし、4割の見直しを行うこととされました。

② 導管ガス供給業の定義

地方税法第72条の2第1項第2号では、収入割のみによって課税される事業が列挙されていますが、今回の見直しにより、ガス供給業のうち収入割のみによって課税されるのは一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業のみとなります。これに伴い、本号では当該2事業のみを規定し、当該2事業については後の箇所でも用いるため、「導管ガス供給業」と定義することとされました（地法72の2①二）。

③ 特定ガス供給業の定義

上記①のとおり、ガス供給業のうち、法的分離の対象となる大手ガス事業者及びこれらの事業者と同一の供給区域において大規模なLNG基地を有し供給を行っている法人が行うもの（導管ガス供給業を除きます。）については、収入割を4割見直し、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって課税することとされました。そのため、当該事業については地方税法第72条の2第1項第4号において規定し、後の箇所でも用いるため

「特定ガス供給業」と定義することとされました（地法72の2①四）。

具体的には、法的分離の対象となる大手ガス事業者は、ガス事業法に規定する特別一般ガス導管事業者（法的分離された導管会社）の供給区域においてガスの供給を行うとともに、当該供給区域内において、ガス製造事業の基準となる20万kℓ以上の大規模なLNG基地を有し、製造を行っています。また、これらの事業者と同じ課税方式とすべき法人は、当該供給区域内において、これらの事業者と同様にガス製造事業の基準となる20万kℓ以上の大規模なLNG基地を有し、ガスの製造及び供給を行い、これらの事業者と競争関係にあるものです。したがって、ガス製造事業者のうち、特別一般ガス導管事業者の供給区域内において、20万kℓ以上の大規模なLNG基地を有し、製造及び供給を行うものと定義されています。

④ 税率

特定ガス供給業及び一般ガス供給業（一般の課税方式（地法72の2①一）に移行する事業をいいます。以下同じです。）に係る法人事業税の標準税率は、それぞれ次のとおりとされています。

イ 特定ガス供給業（地法72の24の7④）

収入割	0.48%
付加価値割	0.77%
資本割	0.32%

ロ 一般ガス供給業（地法72の24の7①）

(イ) 資本金1億円超の普通法人

付加価値割	1.2%
資本割	0.5%
所得割	1%

(ロ) 資本金1億円以下の普通法人等

所得割	年400万円以下の所得	3.5%
	年400万円超年800万円以下の所得	5.3%
	年800万円超の所得	7%

ハ) 特別法人

所得割	年400万円以下の所得	3.5%
	年400万円超の所得	4.9%
	（特定の協同組合等の年10億円超の所得 5.7%）	

⑤ 特別法人事業税の税率

上記④に伴い、特定ガス供給業を行う法人及び一般ガス供給業を行う法人に係る特別法人事業税の税率は、それぞれ次のとおりとされています（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律7一～三、六）。

イ 特定ガス供給業を行う法人の収入割額に対する税率 62.5%

ロ 一般ガス供給業を行う法人

上記④ロ(イ)に掲げる法人の所得割額に対する税率	260%
上記④ロ(ロ)に掲げる法人の所得割額に対する税率	37%
上記④ロ(ハ)に掲げる法人の所得割額に対する税率	34.5%

(3) 施行期日・経過措置

この改正は令和4年4月1日以後に開始する事業年度について適用され、同日前に開始した事業年度については、従前どおりとされています（改正地法附則6①）。また、課税方式が変更になる前は収入金額課税であり、欠損金が観念されないため、欠損金の繰越控除を可能とするための所要の経過措置が設けられています。具体的には、今回の改正により収入金額課税から一般の課税方式に移行する事業を行っていた法人について、施行前10年以内の各事業年度において、法人税の所得計算の例により所得を計算していたものとみなすこととされています。なお、特定ガス供給業については、新たな課税方式への移行後も所得割が課されないため、このような経過措置は不要とされています（改正地法附則6②）。

(4) ガス供給業に係る課税方式の見直しに伴う所得計算の特例

平成30年度税制改正によるガス供給業に係る課税方式の見直しにより、ガス製造事業者又は旧一般ガスみなしガス小売事業者に該当していた事業者について、例えば、ガス製造事業者が20万kℓ以上のLNG基地を有さなくなった場合、又は経過措置料金規制が解除された場合に、自動的に、収入金額課税の対象事業から一般の課税方式の対象事業に移行することが想定されました。このような場合、法人事業税の申告のために新たに所得計算を行う必要が生じ、それまでの繰越欠損金も含め、法人税の所得計算の例によることとされます。そのため、収入金額課税の対象に該当しないこととなった日を含む事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において、法人税の所得計算の例により所得を計算していたものとみなす規定が設けられました（旧地令21の2）。

今般の改正による課税方式の見直しにより、引き続き本特例の対象とする必要があるのは、導管事業以外のガス供給業で収入割が存置される事業、すなわち特定ガス供給業を行う事業者となります。そのため、本特例の対象範囲について、これらの事業者が特別一般ガス導管事業者の供給区域内においてガス製造事業を行う者に該当しなくなった場合とするよう、所要の改正が行われました（地令21の2）。

この改正は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度において、特別一般ガス導管事業者の供給区域内においてガス製造事業を行う法人（以下「ガス製造事業者」といいます。）がガス製造事業者に該当しないこととなった場合について適用され、同日前に開始した事業年度における改正前の本特例の適用については、従前どおりとされています（改正地令附則3①）。

5 外形対象法人の法人事業税所得割軽減税率の見直し

(1) 改正前の制度の概要

法人事業税所得割の軽減税率は中小法人の負担軽減を目的として創設された制度ですが、これまで、外形標準課税の対象である資本金1億円超の法人についても所得割の軽減税率の対象とされてきました。しかし、法人税における軽減税率は中小法人のみを対象としていること、外形標準課税には軽減税率がないこと（旧地法72の24の7①一）、法人事業税所得割の軽減税率は中小法人であっても3以上の都道府県に事務所等を有する法人には適用されない一方で、大法人であっても2以下の都道府県に事務所等を有する法人であれば適用されること（旧地法72の24の7④一ハ）といった、制度間・法人間において必ずしも公平ではない状況にあったところでした。

(2) 改正の内容

このような公平性の観点や申告事務の簡素化といった観点から、本措置を見直すことが適当であるとされました。見直しに当たっては、制度目的や軽減効果が縮小していること等を踏まえ、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人事業税を課される法人（以下、「外形対象法人」といいます。）に係る所得割について、年800万円以下の所得に係る軽減税率が廃止されることとなりました。

具体的には、年400万円以下の所得の部分の0.4%の標準税率及び年400万円を超え年800万円以下の所得の部分の0.7%の標準税率を廃止するとともに、これらの部分の標準税率を1%とする等の所要の措置を講ずることとされています（地法72の24の7①一ハ⑤）。

また、外形対象法人の所得割に係る軽減税率が廃止されたことに伴い、2以上の県に事務所等がある法人の申告納付等について、所得割の課税標準である所得を年400万円等の区分毎に分割して事業税額を算定するものとされる法人から、外形対象法人を除外することとされています（地法72の48①）。

(3) 施行期日・経過措置

この改正は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用され、同日前に開始した事業年度については、従前どおりとされています（改正地法附則6①）。

6 法人事業税において損金算入の対象となる外国法人税額等の範囲の明確化

外国の法令により法人税に相当する額（以下「外国法人税の額」といいます。）が課された場合において、法人事業税では、外国法人税の額のうち国内事業所得に課されたもののみを損金算入することとされています。

法人事業税においては、損金算入の対象について、地方税法施行令上に明確な規定がなく、法人税で税額控除の対象とならない外国法人税の額も損金算入されるおそれがありました。今般、外国税額控除の適用を受ける法人に係る法人事業税の所得等の計算上損金に算入される外国法人税の額には、外国法人税を課されたことを証する書類を保存していない等の理由により法人税額から控除できない金額等は含まれないことを明確化する改正が行われました（地令20の2の17、35の3の2）。この改正の施行期日は、令和4年4月1日とされています（改正地令附則1）。なお、規定の明確化であるため、経過措置は置かれていません。

7 労働者協同組合法の施行に伴う整備

法人税において、労働者協同組合連合会を協同組合等（法人税法別表第三）とすることを踏まえ、法人事業税において、労働者協同組合連合会を特

別法人とすることとされました（地法72の24の7⑦）。この改正は、令和4年10月1日（労働者協同組合法の施行の日）から施行され、同日前に開始した事業年度については、従前どおりとされています（改正地法附則6①）。

8 東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人の非課税規定の廃止

令和3年に開催された東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会（以下「大会」といいます。）の円滑な準備又は運営に関する業務を行う一定の外国法人に対して、当該大会関連の事業以外の事業を行わない場合には、当該外国法人の平成31年4月1日から令和3年12月31日までの間に開始する各事業年度（以下「特定事業年度」といいます。）に限り、法人住民税を非課税とする等の措置が廃止されました（旧地法附則7の6、旧地令附則5の2の2）。

また、大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う一定の外国法人が行う当該大会関連の事業に対して、当該外国法人の特定事業年度に限り、法人事業税を非課税とする等の措置が廃止されました（旧地法附則8の6、旧地令附則6）。

これらの外国法人の令和4年1月1日前に開始した事業年度分の法人住民税及び法人事業税については、従前どおりとされています（改正地法附則3⑨、6③、10⑨）。

9 ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長

ガス供給業を行う法人の法人事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガスの供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置について、適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されま

した（地法附則9⑩）。

10 賃上げ促進税制への対応

(1) 改正前の制度の概要

法人税においては、給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度のうち法人の新規雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置として、青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合に、新規雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2%以上であるときは、法人税額から控除対象新規雇用者給与等支給額の15%相当額の税額控除ができることとされ、また、一定の要件を満たす場合には、控除率を5%上乗せできることとされていました。なお、控除を受ける金額は、当期の調整前法人税額の20%相当額が上限となります（旧措法42の12の5①）。

また、法人事業税においては、法人税の措置に合わせ、国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合に、新規雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2%以上であるときは、外形対象法人の法人事業税付加価値割の課税標準である付加価値額から控除対象新規雇用者給与等支給額を控除することとされていました（旧地法附則9⑬～⑯）。

(2) 改正の内容

今般、法人税法の改正において、法人の新規雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置が改組され、青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合に、その事業年度における継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が3%以上であるときは、法人税額から控除対象雇用者給与等支給増加額の15%相当額の税額控除ができることとされました。また、それぞれ一定の要件を満たす場合には、控除率が5

%から15%まで上乗せできることとされました。なお、控除を受ける金額は、当期の調整前法人税額の20%相当額を上限とすることとされています（措法42の12の5①）。

法人事業税においても、改正後の法人税の措置の要件に合わせ、外形対象法人等の法人事業税付加価値割の課税標準である付加価値額からの控除制度を改組することとされました。

具体的には、外形対象法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合に、一定の要件を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給増加額を付加価値額から控除できることとされています（地法附則9⑬～⑯）。

① 適用要件

外形対象法人において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であることが要件とされています。継続雇用者給与等支給額とは、法人の継続雇用者に対する適用年度の給与等の支給額をいい、継続雇用者比較給与等支給額とは、法人の継続雇用者に対する前事業年度の給与等の支給額をいいます。なお、その具体的内容については、租税特別措置法の定義を引用して規定されています（地法附則9⑬、措法42の12の5③四・五、措令27の12の5⑧⑨）。

さらに、法人税と同様、資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である法人については、マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みに関する事項を公表していることが要件とされています。なお、公表すべき事項は、法人税における措置の場合と同じ事項とされており（地令附則6の2④、措令27の12の5①）、自社のウェブサイトに取り組みに関する事項を公表し、公表した旨を経済産業大臣に対して届け出て、確定申告書等に、経済産業省から発行された届け出があ

った旨の証明書の写しを添付することとされています（地令附則6の2⑤）。

② 控除額

付加価値額から控除することができる控除対象雇用者給与等支給増加額は、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額です。ただし、これまでと同様、雇用安定控除額との調整として、「(報酬給与額－雇用安定控除額)／報酬給与額」を乗じることとされています（地法附則9⑬）。

(3) 施行期日

この改正は令和4年4月1日以後に開始する事業年度について適用され、施行日前に開始した事業年度については、従前どおりとされています（改正地法附則6①）。

11 株式会社民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の課税標準の特例措置の段階的縮減及び延長

株式会社民間資金等活用事業推進機構に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置について、事業年度の区分に応じ次に掲げる金額を資本金等の額からそれぞれ控除する措置とする見直しが行われた上、その適用期限が令和9年3月31日まで5年延長されました（地法附則9⑰）。

- (1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金等の額に20分の17を乗じて得た金額
- (2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金等の額に5分の4を乗じて得た金額
- (3) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金等の額に10分の7を乗じて得た金額
- (4) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金等の額に5分の3を乗じて得た金額
- (5) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金等の額に2分

の1を乗じて得た金額

12 廃炉等実施認定事業者に係る廃炉等積立金に相当する交付金額を控除する収入割の特例措置の延長

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の廃炉等実施認定事業者の法人事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、当該廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する金額の交付を受ける場合における当該金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置について、適用期限が令和9年3月31日まで5年延長されました（地法附則9⑱）。

13 国税の改正に伴うもの

法人税に係る改正のうち、所得計算等を通じて法人住民税・法人事業税に影響する主なものは、次のとおりです。

(1) 中小企業の賃上げ促進税制への対応（法人住民税）

外形対象法人である大企業については、上記10のとおり、法人事業税付加価値割において、雇用者給与等支給額の対前年度増加額を課税標準である付加価値額から控除する措置が講じられています。一方、中小企業への対応については、法人住民税法人税割の課税標準について、中小企業者等に限って、法人税における次の措置の適用後の法人税額を課税標準とする（遮断を解除する）こととされているところ、法人税におけるこれらの措置の見直し及び適用期限の延長に合わせ、見直し後のこれらの措置の遮断解除に係る適用期限を令和6年3月31日まで1年延長することとされています（地法附則8⑧⑨）。そのため、法人税におけるこれらの措置の見直しの内容は、中小企業者等が適用を受ける場合に限り、課税標準額の計算を通じて法人住民税にも反映されることとなります。

- ① 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度のうち法人の継続雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置（改組前：法人の新規雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置）（措法42の12の5①）
- ② 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度のうち中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置（措法42の12の5②）

(2) オープンイノベーション促進税制の拡充への対応（法人住民税・法人事業税）

法人税において、特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例制度について、特定株式の保有見込期間要件等について見直しが行われた上、制度の適用の前提となる特定株式の取得期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。本制度は損金算入の特例であるため、法人税について本制度の適用を受ける場合、地方税については、所得計算を通じて法人住民税及び法人事業税に影響することとなります。

なお、損金の額に算入する金額は所得基準額を限度とすることとされているところ、法人事業税における特別の定めにより法人事業税の所得の額と法人税の所得の額が一致しない場合があるため、法人事業税における本制度に係る損金算入限度額については、法人税における損金算入限度額をそのまま用いることとされています（地令20の2の16、21の4）。

(3) 5G導入促進税制の見直しへの対応（法人住民税・法人事業税）

法人税において、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、税額控除割合や対象となる無線設備の要件についての見直しが行われた上、

その適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。地方税については、法人税において特別償却の適用を受ける場合、所得計算を通じて法人住民税及び法人事業税に影響することとなります。また、税額控除の適用を受ける場合、中小企業者等に限って、法人住民税法人税割の課税標準である法人税額の計算を通じて、法人住民税に影響する（遮断を解除する）こととなります（地法附則8⑩）。

14 中小企業者等の研究開発税制に係る所要の措置

法人住民税法人税割の課税標準である法人税額を中小企業者等の試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の適用を受けた額とする（遮断を解除する）特例措置等について、法人税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置が講じられています（地法附則8①～④）。

中小企業者等の研究開発税制については、法人税で税額控除を受けた金額がある場合に遮断を解除することが規定されていますが、令和4年4月1日以後のグループ通算制度下における法人税で当初申告に誤りがあった場合の調整措置に係る遮断解除については規定されていませんでした。そこで、中小企業者等について、法人税で税額控除を受けた金額がある場合には遮断解除としていることを踏まえ、その税額控除額に誤りがあった場合の調整措置についても遮断解除とするなど、所要の措置が講じられました。

なお、この改正については、グループ通算制度への移行に係る対応を行った地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の一部を改正することにより手当てされており、グループ通算制度への移行に係る対応は令和4年4月1日から施行することから、公布の日（令和4年3月31日）から施行することとされました（改正地法附則1一）。

五 不動産取得税

1 登記所から道府県への登記情報の通知

道府県は、不動産の取得の事実を取得者からの申告により把握することとされています（地法73の18①）が、申告がなされない場合の課税漏れを防ぐため、登記情報を確認することにより、不動産の取得の事実の把握に努めています。具体的には、登記所への臨場調査や登記事項証明書の公用請求に加え、市町村に対し、地方税法第382条第1項（同条第2項により準用する場合を含みます。）により登記所から市町村に通知された登記済通知の提供を求めることにより、不動産の取得の事実を把握しています。

令和4年度税制改正では、道府県から、課税実務を効率化するため、登記所から市町村に対して登記済通知書を送付する際、あわせて道府県にも送付するよう求める意見があることを踏まえ、そのための根拠条文を新設することとされました（地法73の20の2）。道府県への登記済通知書の送付について、登記所において一定の準備期間を要することから、この改正の施行日は令和5年4月1日とされており、同日以後に登記所から市町村に対して通知をする場合には、道府県に対しても通知をしなければならないこととされています（改正地法附則9②）。

2 不動産の取得者から道府県への申告等の義務の解除

上記1の改正に合わせて、不動産取得税に係る申告規定の改正が行われています。

改正前の制度では、不動産を取得した者は、道府県の条例で定めるところによって、不動産の取得の事実その他不動産取得税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならないこととされていました（旧地法73の18①）。

今般の上記1の改正により、登記が行われた場合には、道府県が登記所からの通知により不動産

の取得の事実等を把握することが可能となります。これに合わせ、不動産の取得者が、地方税法第73条の18の規定による道府県の条例に基づく申告又は報告をしなければならない期限内に表示に関する登記及び所有権の登記の申請（不動産登記法18）をした場合は、道府県に対する申告又は報告を不要とすることとされました。ただし、不動産の取得者の登記の申請が却下された場合は、登記がなされず、道府県は登記済通知書により不動産の取得の事実等を把握することができないことから、この場合は、道府県に対して申告等を行わなければならないこととされています（地法73の18①）。

また、この改正に合わせて、以下の規定の整備が行われました。

- (1) 非課税措置（地法73の7等）や条例に基づく減免措置（地法73の31）に係る申告等については、法令上に規定が置かれていないため、道府県知事は、条例の定めるところによって、非課税措置や減免措置に係る規定の適用があるべき旨の申告等をさせ、また、その根拠となる資料の提出を求めています。こうした情報は登記情報では必ずしも把握できないため、上記の改正により道府県に対する申告等が不要となった場合においても、道府県知事は、不動産を取得した者に対し、条例の定めるところによって、不動産取得税の賦課徴収に関し必要な事項を申告等させることができることとされています（地法73の18②）。
- (2) 住宅用地に係る不動産取得税の減額措置（地法73の24）について、先行取得した土地に住宅を新築する場合、土地の取得時点においては、道府県が減額措置の適用の可否を判断できないことから、土地の取得者が将来的にその土地について減額措置の適用があるべき旨の申告をすることとされています。道府県は、当該申告が真実であると認められるときに限り、減額すべき税額について徴収猶予ができ（地法73の25

①)、その後、実際に住宅が新築された場合は、徴収猶予されていた税額分が減額されることとなります。

この申告については、不動産の取得の事実等の申告等（旧地法73の18①）と併せてしなければならないこととされていましたが、上記のとおり申告等の義務が解除されたことに伴い、この規定が削除されました（旧地法73の25②）。その上で、特例措置の適用があるべき旨の申告の方法等を道府県が引き続き条例で定められるよう、所要の改正が行われました（地法73の25①）。なお、地方税法第73条の27の2、第73条の27の3、第73条の27の4、第73条の27の6について同旨の改正が行われています。

これらの改正の施行日は、上記1の改正の施行に合わせ、令和5年4月1日とされており、同日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用することとされています（改正地法附則9①）。

3 住宅用地特例等について申告がない場合の取扱い

住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（地法73の14①③）や住宅用地に係る不動産取得税の減額措置（地法73の24①～③）については、これらの特例の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り、適用することとされています（地法73の14④、73の24⑤）。しかし、不動産の取得者からの申告がなくとも、道府県が特例の適用要件に適合しているかを確認できる場合があるため、こうした場合について、申告がない場合であっても特例の適用を可能とする規定を新たに設けることとされました（地法73の14⑤、73の24⑥）。

これらの特例措置は住宅や住宅用地に対して広く適用されるものであり、また、適用件数が非常に多いため、明らかに特例の適用が可能である場合においても、申告がなかったために適用されないこととなると、納税者に著しい不利益が生じます。このため、納税者に対して特例措置に係る申告を行うよう個別に働きかけている道府県も見ら

れたところですが、この改正により、納税者及び課税庁の双方の負担が軽減されることとなります。

このような改正の目的に照らし、今般の改正は、道府県に対して特例適用の有無を判断するための自主的な調査を義務づけるものではなく、また、不動産の取得者がこれらの特例措置の適用を受けようとする場合、引き続き、申告を行う必要があることとされています。

なお、この改正の施行日は令和4年4月1日とされており、同日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用することとされています（改正地法附則8①）。

4 不動産取得税の税負担軽減措置等

(1) 税負担軽減措置等の創設

① 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に伴う所要の措置（地法附則10の2）

大阪・関西万博の開催に向けて、現在、鋭意準備が進められています。これを受け、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋（パビリオン等）や、博覧会会場の周辺において交通を確保するために設置する家屋（シャトルバスターミナル等）を取得した場合におけるこれらの家屋の取得に対しては、不動産取得税を非課税とする措置を講ずることとされました。

また、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が、博覧会の終了の日から6月を経過する日においてこれらの家屋を所有している時は、同日においてこれらの家屋の取得があったとみなし、これらの家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課することとされています。

これらの措置は、2005年日本国際博覧会（愛・地球博）において講じられたものと同様のものです。なお、愛・地球博の際には、参加国や国際博覧会協会等の取得する家屋についても非課税措置が講じられましたが、大阪・関西万博においては、条約に基づき同様

の措置が講じられる見込みであることから、地方税法において非課税措置は講じないこととしています。

② 地域医療構想に基づき再編を行った医療機関に係る課税標準の特例措置の創設（地法附則11⑱）

今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するためには、医療機関の機能分化・連携を進めていく必要があります。こうした観点から、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年をターゲットイヤーとして、構想区域（二次医療圏を基本）ごとに人口構造の変化を踏まえ、地域の医療ニーズに合わせた質の高い効率的な医療提供体制の確保を目指した施策等を「地域医療構想」として定め、各構想区域に設置された「地域医療構想調整会議」において、病床の機能分化・連携に向けた協議が始められています。

地域医療構想における民間医療機関の位置づけに関しては、第1回地域医療構想及び医師確保計画に関するWG（令和3年7月29日）において、「新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、都道府県等とも協議を行い、具体的な工程の設定について検討」するとされ、民間医療機関も含めた全ての医療機関における対応方針の策定について検討する旨が示されたところです。また、「新経済・財政再生計画改革工程表2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議）において、民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定等に関する工程表が示されています。

これらの動きを踏まえ、医療機関の開設者が、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を令和6

年3月31日まで講じることとされました（地法附則11⑱）。

（注）医療機関が策定する再編計画は、地域医療構想調整会議において協議され、厚生労働大臣の認定を受けることとされています。

なお、本措置の適用対象となる不動産は、下記イ及びロ以外の不動産とされています（地令附則7⑳、地規附則3の2の21）。

イ 宿舍の用に供する不動産

ロ その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めがある施設（宿泊施設、駐車施設等の一定のもの）の用に供する不動産

(2) 税負担軽減措置等の延長

① マンション建替事業等により取得される特定要除却認定マンション等に係る非課税措置の延長（地法附則10⑵）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により特定要除却認定マンション又はその敷地を取得した場合には、不動産取得税を非課税とする措置が講じられています。

マンション建替事業又はマンション敷地売却事業においては、除却するマンションや敷地の権利が、権利変換期日又は権利消滅期日に、施行者又はマンション敷地売却組合に集約されることとなりますが、施行者又はマンション敷地売却組合は、取得した建築物等を自ら使用することなく建替えのために除却し、又は買受者に権利を移転することとなります。施行者等に除却される建築物の権利が集約されるのは、市街地再開発事業等の場合も同様ですが、本特例措置の場合は、耐震性が不足するなど更新の必要性が高い特定要除却認定マンションに対象が限定されています。

令和2年末時点で築40年を超えるマンションが約103万戸とストック総数の1割を超え、

また、今後も増加が見込まれており、老朽化マンション等の再生が喫緊の課題となっていることから、引き続き安全性を備えたマンションへの建替えの円滑化を図る必要があることを踏まえ、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました。

- ② 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を家屋新築の日から1年（本則6月）を経過した日とする特例措置の延長（地法附則10の3①）

家屋を新築した場合には、当該家屋を新築した日ではなく、原則として、当該家屋の最初の使用又は譲渡（ただし、宅地建物取引業者等が家屋を注文して、その請負人から当該家屋の新築後に譲渡を受けた場合においては、その譲渡後最初の使用又は譲渡）が行われた日に家屋を取得したものとされますが、新築した日から6か月を経過しても使用又は譲渡が行われない場合には、その6か月を経過した日をもって家屋の取得がなされたものとみなされます。

しかし、宅地建物取引業者等からの住宅の流通が停滞している状況に鑑み、宅地建物取引業者等が売り渡す新築住宅については、住宅を取得したものとみなされる時期を新築の日から「6月」ではなく「1年」とする特例措置が講じられてきたところです。

この特例措置については、新築から売却までの期間（分譲住宅の場合）が6か月超～1年以内の割合が増加傾向にあることも踏まえ、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました。

- ③ 新築住宅特例が適用される住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の延長（地法附則10の3②）

不動産取得税においては、原則として、土地の取得の日から2年以内に当該土地の上に一定の住宅が新築された場合等については、150万円又は住宅の床面積の2倍（200㎡を限

度）までの土地の価格に税率を乗じて得た額を税額から減額する特例措置が講じられています。

本特例措置に関しては、近年、マンションの高層化・大規模化に伴い、建築期間が長期化する場合が増加していること、また、高層マンションの建設にあたっては、近隣住民との十分な調整のため、着工に至るまで長期間を要する場合があること等から、土地の取得から住宅の新築までに2年以上を要するものも見受けられるところです。そのため、平成11年度税制改正において、土地の取得から「2年」以内としている要件を原則「3年」以内とする特例措置が設けられたほか、平成16年度税制改正において、一定の要件を満たす建物（大型マンション等）について、最大で「4年」以内にまで緩和する見直しが行われました。

これらの特例措置については、依然として土地取得から竣工まで2年（大型マンション等においては3年）を超える事例が相当数あり、住宅の工期が長期化する傾向が継続していることを踏まえ、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました。

- ④ 高規格堤防の整備に係る事業の用に供された土地の上に取得した代替家屋に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則11②）

河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋（以下「従前の家屋」といいます。）について、移転補償金を受けた者が、当該土地について高規格堤防特別区域の公示があった日から2年以内に、当該土地の上に従前の家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下「代替家屋」といいます。）を取得した場合には、代替家屋の価格から従前の家屋の価格を控除する課税標準の特例措置が講じられています。

高規格堤防の整備事業の場合、盛土等の工事に3～5年を要し、通常の公共事業に適用

される代替不動産の取得に係る本則の規定（2年以内に代替不動産を取得した場合、課税標準から元の不動産の価格を控除）の対象外となることから、本特例措置が設けられているところです。なお、本則の規定は取用等された土地の上の家屋を対象としているため、高規格堤防の整備事業では土地は取用等されないという点からも、本則の規定の対象外となります。

本特例措置の適用実績は僅少ですが、現在実施されている高規格堤防整備事業が順次終了し、再移転が始まる見込みであり、今後とも高規格堤防の整備を円滑かつ効率的に促進する必要があることに鑑み、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました。

⑤ 新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則11⑧）

良質な住宅ストックの形成及びその普及促進を図るため、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅（新築住宅に限ります。）については、新築住宅の課税標準の特例措置の控除額（1,200万円）を1,300万円とする特例措置が講じられています。

本特例措置については、引き続き認定長期優良住宅の普及促進を図る必要があることを考慮し、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました。

⑥ 低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得した土地に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則11⑬）

都市再生特別措置法の規定による公告があった低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域又は都市機能誘導区域内にある一定の土地に係る不動産取得税の課税標準について、価格の5分の1に相当する額を価格から控除する特例措置が講じられています。

近年、多くの都市では、低未利用土地が時

間的・空間的にランダムに生じる「都市のスポンジ化」が進行し、特に居住誘導区域においては、低未利用土地が多数発生し、スポンジ化が進行することで地区の生活環境や活力が損なわれる状況が生じています。

本特例措置は平成30年度に創設されて以降これまで適用実績がありませんが、低未利用土地権利設定等促進計画を定める前提となる低未利用土地利用等指針を立地適正化計画に記載している市町村が相当数あること、また、引き続き低未利用土地の利用を促進する必要性が認められることから、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました。

⑦ 中小事業者等が認定経営力向上計画に従って事業譲渡を受けた不動産に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則11⑭）

中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準については、価格の6分の1に相当する額を価格から控除する特例措置が講じられています。

平成30年度に創設されて以降適用実績は僅少ですが、新型コロナウイルスの影響もあり、今後、特例の適用が見込まれることや、多くの中小企業等の経営者が後継者未定となっている中で、サプライチェーンや地域経済の活力維持、事業の発展のためにも次世代への経営引継を後押しすることが引き続き必要であることから、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました。

⑧ 帰還・移住等環境整備推進法人が事業計画に基づき取得した土地に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則11⑮）

福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が、同法に規定する帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業により整備する特定公共施設等の用に供する土地を取得した場合における当該土地に

係る不動産取得税の課税標準については、価格の5分の1に相当する額を価格から控除する特例措置が講じられています。

これまで適用実績はありませんが、原子力災害地域の住民の帰還及び移住等を促進するための環境を整備する推進法人の事業を支援するものであり、高い公益性が認められること、推進法人を指定している町から延長の要望があり、延長期間内に適用が見込まれること等を踏まえ、適用期限を令和7年3月31日まで3年延長することとされました。

(3) 税負担軽減措置等の廃止

健康サポート薬局（かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を備えた薬局のうち、地域住民

による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局）に係る不動産については、セルフメディケーションを推進する観点から、特に初期コストへの負担感の強い中小企業者が取得するものに限り、価格の6分の1に相当する額を価格から控除した額を不動産取得税の課税標準とする特例措置が講じられています。

本特例措置については、平成28年度の創設以降、適用実績が僅少であること、また、厚生労働省において、健康サポート薬局を更に推進するための施策を総合的に検討する必要があるとされていることを踏まえ、適用期限の延長は行わず廃止することとされました（旧地法附則11⑬、旧地令附則7②②、旧地規附則3の2の19）。

六 車体課税

車体課税については、令和3年度与党税制改正大綱において「わが国経済がコロナ禍にあることを踏まえれば、急激な変化は望ましくない。今回の見直しにおいては、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提に、一定の猶予期間を設けることとする。」とされ、令和4年度税制改正においても大きな見直しは行われませんでした。今般の税制改正における車体課税に関する改正事項は、以下のとおりです。

○ 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に係る非課税措置の創設

令和4年度税制改正にあたって、経済産業省から、大阪・関西万博の開催に際しては、会期前の準備期間を通じて相当数の外国法人及び非居住者が来日することが予想されることから、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営の支援として、来日する外国公式参加者等の一定の万博関連所得及び

万博に係る固定資産等についての非課税措置を求める要望があったところです。

過去の国際博覧会においては、本要望と同様の考え方にに基づき、参加国やその代表等が所有又は取得する一定の自動車等についても非課税措置が講じられてきましたが、大阪・関西万博については、日本国政府と博覧会国際事務局との間で協定が締結され、外国法人及び非居住者については、当該協定の直接適用により非課税措置が講じられる予定です。

そのため、令和4年度税制改正においては、地方税法の改正により対応すべき事項として、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が令和6年度及び7年度において取得し、又は所有する博覧会の観客の輸送の用に供するバスに係る自動車税について、非課税措置を講じることとされました（地法附則12の2の9の2）。

七 固定資産税・都市計画税

1 負担調整措置

令和4年度税制改正においては、固定資産税・都市計画税に係る負担調整措置について、景気回復に万全を期すため、令和4年度に限り、激変緩和の観点から、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%（改正前：5%）とすることとされました。

令和4年度及び令和5年度の固定資産税・都市計画税について、これらの年度の税額が、前年度の課税標準額に価格の100分の5を乗じて得た額を加算した額を当該年度の課税標準額とした場合の税額を超える場合は、当該税額とする旨規定されていました（旧地法附則18①、25①）。今般の改正では、この「100分の5」という割合について、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税等にあっては、「100分の2.5」とする旨の改正が行われています（地法附則18①、25①）。

2 審査申出の特例

固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格に対して不服のある場合においては、市町村長が固定資産課税台帳に価格を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの間、固定資産評価審査委員会に審査の申出（以下「審査申出」といいます。）をすることができます（地法432①）。ただし、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録された年度（基準年度）の翌年度（第2年度）又は翌々年度（第3年度）の価格については、地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情があった場合を除き、審査申出ができないこととされています（地法432①ただし書）。

令和3年度税制改正において、令和3年度の税額を令和2年度の税額と同額に据え置く特別な措

置が講じられました。通常、納税者は、税額が昨年度から変動した場合に、当該税額の算定の基礎となった価格の変動を認識するものと考えられます。しかし、令和3年度については、この特別な措置により価格の変動があっても税額が変動しなかったため、価格の変動を認識できず、審査申出の機会を逸した者が一定程度存在したと考えられます。こうした納税者を救済するとともに、評価額の正確性を確保するため、今般の改正では、審査申出ができる期間の特例を設けることとされました。

具体的には、令和3年度の特別な措置の適用を受けた土地に係る審査申出については、令和4年4月1日から令和3年度の納税通知書の交付を受けた日後15月を経過する日までの間においても、特例的に審査申出を行うことができることとされています（地法附則24の2、地法432①）。なお、この審査申出を行うことができるのは、令和3年度分の固定資産税の納税者であり、令和4年度の納税者ではないことに留意が必要です。

3 登記所から市町村への登記情報の通知事項の拡大等

登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、10日以内に、その旨を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならないこととされています（地法382①）。また、当該土地又は家屋について、所有権等の登記又はその抹消をした場合や、登記名義人の氏名・名称・住所についての変更・更正の登記をした場合等についても、登記所はその旨を市町村長に通知しなければならないこととされています（地法382②）。これらの規定について、次の改正が行われました。

(1) 登記済通知に係る実務上の取扱いの明確化

地方税法第382条に基づく登記所から市町村への通知（以下「登記済通知」といいます。）

に合わせて、現在、土地又は家屋に係る地図や図面などが登記所から市町村に提供されていることから、これを法令上に位置づけるため、通知の対象に「総務省令で定める事項」が追加されました（地法382①）。具体的には、土地の場合にあっては、地図、地図に準ずる図面、土地所在図又は地積測量図、家屋の場合にあっては、建物図面又は各階平面図が通知の対象となります（地規15の5の3）。

この改正は、令和4年4月1日から施行することとされています（改正地法附則1）。

(2) 登記済通知の通知事項の拡大

民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号。以下「民法等一部改正法」といいます。）による改正後の不動産登記法（以下「新不動産登記法」といいます。）に基づき、登記所は新たに下記①～⑦の事項を把握することとなることから、これらの情報は固定資産税の賦課徴収に資する情報であることから、登記済通知の通知事項に追加することとされました（地法382②）。

- ① 所有権の登記名義人（法人に限ります。）に係る会社法人等番号（新不動産登記法73の2①一）【地法382②一】
- ② 所有権の登記名義人が外国居住者である場合における当該者の国内連絡先（新不動産登記法73の2①二）【地法382②一】
- ③ 相続人申告登記（新不動産登記法76の3①③）【地法382②二】
- ④ 所有権の登記名義人に係る死亡の符号（新不動産登記法76の4）【地法382②三】
- ⑤ DV被害者等の登記簿上の住所に代わる事項（新不動産登記法119⑥）【地法382②四】
- ⑥ DV被害者等である旨の申出の解除を行った旨（法務省令に規定される予定）【地法382②五】
- ⑦ 検索用情報（所有権の登記名義人等の氏名ふりがな、生年月日等）【地法382②五】

（注） 上記①～⑦の地方税法の参照条項は、令

和4年度地方税法改正法第3条による改正後の地方税法における条項を記載していません。

上記のうち①及び②は、不動産登記法の改正により所有権の登記事項として追加されるものであり、これにより、改正前の地方税法においても通知が求められていた所有権の登記につき（旧地法382②）、通知事項が拡大されることとなります（地法382②一）。

このほか、登記済通知の通知事項の追加は、原則として、民法等一部改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（同法の公布日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日）からスタートすることを予定していますが（改正地法附則1十一、15）、上記のうち⑤及び⑥は、DV被害者の保護を図るため、不動産登記法における新たなDV被害者等の保護のための措置と同日（民法等一部改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日））から施行することとされています（改正地法附則1十）。

4 固定資産課税台帳等の閲覧・記載事項証明書

(1) 登記住所以外の住所（現住所）に係るDV被害者等の支援措置の明確化

固定資産課税台帳には納税義務者の住所が登録されていますが（地法381）、納税義務者以外の一定の者も固定資産課税台帳の閲覧や証明書の交付（以下「閲覧等」といいます。）を請求することができることから、閲覧等を通じ、納税義務者以外の者が納税義務者の住所を知ることが可能となっています。そのため、例えば納税義務者がDV被害者等である場合、加害者が証明書を取得等する（又は第三者に取得等させる）ことで、納税義務者の住所が加害者に明らかになるケースが生じ得たところです。

（注1） 通常、固定資産課税台帳には登記簿上の住所が登録されているところ、何人でも登記記録に記録されている事項を証明した登

記事項証明書の交付を請求することが可能とされている（不動産登記法119①）ため、固定資産課税台帳に記録されている登記簿上の住所を閲覧等させても問題は生じません。しかし、当該固定資産が未登記の場合や登記名義人が死亡している場合などにおいては、市町村が調査により把握した所有者や相続人等の住民基本台帳上の住所が登録されている場合があります（地法343②④⑤、381①③）、固定資産課税台帳の閲覧等により、DV被害者等の住所が漏れ、被害が生じる可能性があります。

現在、地方団体では、このような事態を防止するため、納税義務者からDV被害者等である旨の申出を受けた場合において、DV被害者等本人以外の者から閲覧等の請求があったときは、納税義務者の住所を削除する等の措置を講じた上で閲覧等させる運用を行っています。一方、地方税法では、一定の者から求めがあった場合は閲覧等させなければならぬ旨も規定しており（旧地法382の2、382の3）、上記の地方団体の運用が可能かどうか必ずしも明らかでない状態にありました。そのため、令和4年度税制改正では、こうした運用が可能であることを明確化することとされました。

（注2）市町村の住民基本台帳担当部局においては、以下の者から申出があった場合、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求等があっても、閲覧等させない又は請求事由を明らかにさせるなど閲覧等を制限する措置が講じられています。市町村においては、実務上、住民基本台帳担当部局にこのような申出がなされた場合は、住民基本台帳担当部局から固定資産税担当部局に情報共有がなされ、固定資産課税台帳を閲覧等させるにあたって、納税義務者の住所を削除する等の一定の措置が講じられています。

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりそ

の生命又は身体に危害を受けるおそれがある者

ロ ストーカー行為等の規制等に関する法律第6条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがある者

ハ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがある者

ニ 上記イからハまでに掲げる者に準ずる者

（注3）運用上、市町村では、納税義務者の住所を削除するほか、以下の措置を講じている例があります。

イ 納税義務者の氏名及び住所の削除

ロ 納税義務者の住所の削除及び住所に代わる事項（市役所の住所など）の記載

具体的には、下記①及び②の場合においては、市町村長は、固定資産課税台帳に一定の措置を講じたもの若しくはその写しを閲覧させ、又は証明書に当該措置を講じたものを交付することができることとされています（地法382の2①ただし書、382の3ただし書、地規15の5の4）。

① 固定資産課税台帳に記載をされている住所が明らかにされることにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合

② 上記①のほか、固定資産課税台帳を閲覧等させることが適当でないとして認められる場合

例えば、納税義務者やその家族などが配偶者からの暴力を受けている場合は上記①に該当し、納税義務者がストーカー行為等の被害者である場合は上記②に該当します。

（注4）固定資産課税台帳について講ずる一定の措置は次のとおりです。

イ 納税義務者の住所の削除

ロ 納税義務者の住所に代わる市町村長が適当と認める事項（納税義務者から申出

のあった住所等)の記載

ハ 上記イ及びロのほか、市町村長が適当と認める措置

なお、この改正は、令和4年4月1日から施行することとされています(改正地法附則1)。

(2) 登記住所に係るDV被害者等の支援措置の明確化

市町村長は、登記所から土地又は家屋に係る登記簿上の情報の通知を受けた場合は、当該情報を固定資産課税台帳に記載しなければならないこととされており(地法382③)、その上で、一定の者から請求があった場合は、当該固定資産課税台帳を閲覧等させます。そのため、閲覧させる台帳や交付する証明書には、登記所から通知を受けた登記簿上の住所が記載されることとなります。

一般、民法等一部改正法により不動産登記法が改正され、登記事項証明書の交付によって登記記録に記録されている者の住所が明らかになることにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがある場合等において、DV被害者等から申出があったときは、その者の登記簿上の住所を記載せず、その代わりになる事項を証明書に記載しなければならないこととされました(新不動産登記法119⑥)。

この措置が講じられたことに伴い、市町村においても閲覧等を通じてDV被害者等の登記簿上の住所が漏れないようにする必要があることから、市町村長が固定資産課税台帳等を閲覧に供する場合や記載事項の証明書を発行する場合において、固定資産課税台帳等に記載されている住所が登記所に対してDV被害者等の申出を行った者の住所(総務省令で定めるものに限ります。)であるとき(総務省令で定める場合に限ります。)は、閲覧等をさせる際に、DV被害者等の登記簿上の住所に代わり、当該住所に代わるものとして総務省令で定める事項を記載しなければならないこととする措置が新たに設けられました(地法382の4)。

(注) 上記の「総務省令で定めるもの」としては、DV被害者等の登記簿上の住所を規定することが予定されており、「総務省令で定める場合」は、地方税法第382条の規定に基づきDV被害者等の登記簿上の住所に代わる事項が通知された場合(ただし、DV被害者等から解除の申出があり、その旨が市町村に通知された場合を除きます。)とすることが予定されています。また、「総務省令で定める事項」は、新不動産登記法第119条第6項を受けて定められる法務省令で定める事項(住所に代わる事項)とすることが予定されています。

なお、法務省における新たなDV被害者等の支援措置については、その運用の詳細について今後法務省令で定めることとされていることから、地方税法上もこれに合わせた対応を可能とするため、運用の詳細について総務省令に委任する規定が置かれています。

なお、この改正は、民法等一部改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(令和6年4月1日)から施行することとされており、同日以後にされる固定資産課税台帳等若しくはその写しの閲覧又は納税証明書若しくは固定資産課税台帳の記載事項の証明書の交付について適用されます(改正地法附則14)。

5 固定資産税・都市計画税の税負担軽減措置等

(1) 税負担軽減措置等の創設

① 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)の開催に伴う所要の措置(地法附則14の2)

大阪・関西万博の開催に向けて、現在、鋭意準備が進められています。これを受け、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産(パビリオン等)や、博覧会会場の周辺において交通を確保するために設置する家屋及び償却資産(シャトルバスターミナル等)に対しては、令和5年度から令和8年度までの固定資産税及び都市計画税につい

て非課税措置を講ずることとされました。

これらの措置は、2005年日本国際博覧会（愛・地球博）において講じられたものと同様のものです。なお、愛・地球博の際には、参加国や国際博覧会協会等の取得する家屋及び償却資産についても非課税措置が講じられましたが、大阪・関西万博においては、条約に基づき同様の措置が講じられる見込みであり、地方税法において非課税措置は講じないこととされています。

また、大阪・関西万博の会場となる夢洲は、大阪市の臨海部に位置する人工島（埋立地）であり、その一部が万博会場となることから、埋立地の竣工前は使用者である公益社団法人2025年日本国際博覧会協会を所有者とみなして課税庁である大阪市が固定資産税を課することができる制度となっています（地法343⑧）。一方で、大阪・関西万博は国際的な行事であり公共性が高いこと、会場内の家屋及び償却資産には非課税措置を講じることとしていることとのバランス等を考慮し、博覧会の用に供する会場内の埋立地については課税できないこととする措置を講ずることとされました。

② 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設（地法附則15④）

近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨をはじめ、日本各地でこれまでに経験したことのない豪雨により深刻な洪水や氾濫が発生しています。このような状況を踏まえ、大規模な水災害の発生を想定し、あらゆる関係者が協働して対策に取り組む「流域治水」の実効性を高めるため、特定都市河川浸水被害対策法が改正され、河川に隣接する低地や雨水が溜まる窪地など、河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を、都道府県知事等が「貯留機能保全区域」として指定することができる制度が創設されました。この区域内で盛土や堀の

設置等を行おうとする場合、土地所有者は事前に都道府県知事等に届け出なければならず、必要に応じて都道府県知事等は助言・勧告をすることができることとなります。

なお、「社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）」においても、「河川管理や下水道管理者等が主体となって行う治水対策を加速することに加え、関係省庁・官民が連携して、利水ダムを含む既存ダムやため池の洪水調節機能の強化、水田等による雨水貯留浸透機能の活用、森林整備・治山対策等を進める」こととされています。

区域指定により土地所有者には一定の負担が生じる一方で、その指定の受益は流域全体に広く及ぶこととなります。これを踏まえれば、土地所有者に合意のインセンティブを与えることには、区域指定を円滑に進める公益性が認められることから、新たに特例措置を創設することとされました。

具体的には、令和7年3月31日まで、特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の3年度分、価格に4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置を講じることとされています。

なお、貯留機能保全区域に係る特例措置の特例率（参酌基準4分の3）は、類似の特例措置である水防法に規定する浸水被害軽減地区に係る特例措置の特例率（参酌基準3分の2）よりも軽減幅が小さくなっています。これは、貯留機能保全区域は水田等を念頭に置き、日常的には、指定後も通常通りの使用が想定されていることを踏まえたものです。

(2) 税負担軽減措置等の拡充

- ① 防災上重要な道路等における無電柱化のため、道路の地下に埋設するために新設した電線等に係る課税標準の特例措置の拡充及び延

長（地法附則15⑩）

電気通信事業者等が、道路法の規定により道路の占用の禁止又は制限の指定が行われた道路等の地下に埋設するために新設した地下ケーブル等については、最初の4年度分の固定資産税の課税標準を価格の2分の1とし、災害対策基本法に規定する都道府県地域防災計画に定められた輸送に関する計画に記載された道路等の地下に埋設するために新設した地下ケーブル等については、最初の4年度分の固定資産税の課税標準を価格の4分の3とする特例措置が講じられています。

本特例措置については、令和3年5月に新しい無電柱化推進計画が策定され、5年間で整備目標4,000kmとされたこと、引き続き防災上重要な道路や交通安全上の課題がある生活道路等で無電柱化を推進していく必要があることも踏まえ、適用期限を令和7年3月31日まで3年延長することとされました（地法附則15⑩）。

また、令和2年6月に電気事業法が改正され、特定の配電エリアにおいて電気を届ける事業者として「配電事業者」が新たに設けられました。この「配電事業者」は、電力供給範囲は限られるものの、託送業務を行う点で「一般送配電事業者」と変わりはないことから、本特例措置の対象事業者に新たに加えることとされました（地令附則11⑬一）。

- ② 所有者不明土地において行う地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置の拡充及び縮減（地法附則15⑪）

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する特定所有者不明土地の土地使用権を取得した者が、地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産については、固定資産税又は都市計画税の課税標準を、土地使用権の始期に該当する日（使用開始日）の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から当該使用開始日の属する年の翌年の1月1日の翌日から

起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分、価格の3分の2とする特例措置が講じられています。

同法の附則には、施行後3年を経過した際に施行状況の検討を行い、必要な措置を講ずる旨の規定が盛り込まれており、今般種々の検討が行われました。その結果、都道府県知事の裁定を受けて土地使用権等を取得できる特定所有者不明土地の範囲に通常の利用が困難な劣化した建築物が存する土地が含まれることとなるとともに、地域福利増進事業の対象に、災害対策に関する施設の整備事業、地域住民等の利便増進等に資する再エネ発電設備の整備事業及び電気事業法における配電事業の用に供する電気工作物の整備事業が追加されることとなりました。追加されることとなる地域福利増進事業により整備する施設の用に供する資産についても、都道府県知事の裁定手続により一定の公益性が担保されることから、本特例措置の対象とされています（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法2③）。

一方で、地域福利増進事業により整備される購買施設、教養文化施設その他の施設で地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものについては、収益性のある施設であることから、特例率を縮減して、課税標準を価格の4分の3（改正前：3分の2）とすることとされました（地法附則15⑫）。

- ③ 一体型滞在快適性等向上事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置（居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置）の拡充及び延長（地法附則15⑬）

都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産については、固定資産税又は都市計画税の課税標準を、当該滞在快適性等向上施設等に係る工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度か

ら5年度分、課税標準を価格の2分の1の額とする特例措置が講じられています。

本特例措置は、行政による街路、公園等の公共施設の改修・利活用と併せて、周辺の民間所有地等を一体的に公共空間として整備し、官民一体となって、魅力的な公共空間を創出する一体型滞在快適性等向上事業を推進するために令和2年度に創設されました。今般、新型コロナウイルスの感染拡大により生じた社会のニーズの変化に対応したまちづくりを進めるため、都市再生特別措置法施行規則の改正により滞在快適性等向上施設等が拡充されることに合わせて、本特例措置の対象資産を拡大することとされました。具体的には、感染症の感染を防ぐ観点から屋外で「働く」ニーズや、「運動する」ニーズに対応したより快適な公共空間の創出を推進するため、対象となる償却資産に電源設備、給排水設備、冷房設備及び暖房設備を加えた上で（都市再生特別措置法施行規則11の2）、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15④）。

(3) 税負担軽減措置等の延長

① 国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則15③）

航空運送事業者が運航する航空機のうち、平成28年度から令和3年度までの間において新たに固定資産税が課されることとなるものの課税標準については、次の措置が講じられています。

イ 最大離陸重量200t未満で地方的な路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機について、最初の5年度分、価格の5分の2とします。

ロ 最大離陸重量30t以上50t未満で特に地方的な航空路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機については、最初の1年度分、価格の8分の3、その後4年度分、価格の5分の2とします。

ハ 最大離陸重量30t未満で特に地方的な航空路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機については、最初の5年度分、価格の4分の1とします。

なお、本特例措置の対象となるのは国内路線に就航する航空機であり、国際路線や離島路線に就航する航空機については、別途、特例措置が講じられています。

新型コロナウイルス感染症の影響による航空需要の大幅な減少を受け、航空会社は航空機の退役を進め、供給体制を縮減させています。一方、この状況が続けば、将来的に航空需要が回復した場合に必要な航空機を確保できず、2030年に訪日外国人旅行者を6,000万人とする政府目標の達成が危うくなるおそれがあります。

本特例措置は、地方的な航空路線の就航時間割合に着目して特例率を深掘りしており、大型機等を含めた全ての航空機に特例措置を講じることについては議論の余地があるところですが、航空会社が厳しい経営環境に置かれていることを踏まえ、引き続き地方航空ネットワークの維持を図るため、特例措置の適用期限を令和5年度まで2年延長することとされました。

② 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則15⑤）

沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産については、令和3年度までの各年度分に限り、固定資産税の課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられています。

税負担の軽減が電気料金に及ぼす影響は限定的ではあるものの、沖縄電力株式会社は、①地理的・地形的及び需要規模の制約により化石燃料に頼らざるを得ないこと、②本土の電力系統と連携されておらず、広域融通の枠外にあるため、高い供給予備力を持たなければならないこと、③広大な海域に島が点在しており、供給コストの高い離島を多く抱えて

いることなど、他の電力事業者に比べて構造的に不利な状況にあることに鑑み、本特例措置が講じられているところです。引き続きこの状況には変わらないことから、適用期限を令和5年度まで2年延長することとされました。

- ③ 鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則15⑱）

鉄道事業者が地元の地方公共団体と連携して、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道事業再構築事業を実施する路線において、鉄道事業者が国の補助を受けて新たに取得する一定の鉄道資産については、固定資産税又は都市計画税の課税標準を最初の5年度分、価格の4分の1とする特例措置が講じられています。

鉄道事業再構築事業は、継続が困難又は困難となるおそれがあるため事業構造の変更を行う路線について、地域と鉄道事業者が共同して鉄道輸送の活性化に取り組むもので、本特例措置は、このような地域の取組を税制面で支援するために設けられたものです。

現在、特例措置の適用は僅少ではありますが、鉄道事業再構築事業を実施する路線において新規投資の実績があり、一定の効果が認められるとともに、今後新たに鉄道事業再構築事業に取り組む路線も見込まれていることから、地域公共交通の維持の必要性に鑑み、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました。

- ④ 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則15㉔）

特定再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを電気に変換する設備及びその附属設備）については、固定資産税の課税標準を、最初の3年度分、設備の種類に応じた割合を乗じた額とする特例措置が講じられています。

本特例措置は、再生可能エネルギーの利用

拡大を目指す中で、発電設備の導入初期に係るコストの縮減を図り、設置事業者の税負担を軽減する観点から導入されたものです。

2030年度の新たな温室効果ガス排出削減目標も見据えて、第6次エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定）において再生可能エネルギーの目指すべきエネルギーミックスが36～38%に引き上げられ、再生可能エネルギーの更なる導入を推進する必要があることから、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました。

- ⑤ 鉄道事業者等が首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則15㉗）

鉄道事業者又は軌道経営者が既設の鉄道（軌道を含みます。）に係る一定の耐震補強工事により取得した新たな鉄道施設（軌道施設を含み、償却資産に限ります。）については、固定資産税の課税標準を最初の5年度分、価格の3分の2とする特例措置が講じられています。

鉄道施設の耐震対策は、鉄道事業者等にとって当然の責務ですが、巨額の費用を要する一方で、利用者の増加につながる設備投資ではありません。しかし、今後発生が予測されている首都直下地震及び南海トラフ地震により大きな揺れが想定される地域において、鉄道施設の耐震化は喫緊の課題となっています。そのため、鉄道施設の耐震化を促進する観点から、平成25年度税制改正において、本措置が創設されました。

これまでの種々の取組により鉄道施設の耐震化率は向上しており、本措置は役割を一定程度果たしたと言えますが、令和4年度に予定される耐震工事が相当程度あること、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する指針等における目標年度が令和4年度となっていること等を踏まえ、適用期限を令和5年3月31日まで1年延長することとされました。

- ⑥ 農地中間管理機構が新たに農地中間管理権

を取得した農地に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則15^{③②}）

農地中間管理機構が農地中間管理権（賃借権等）を取得した農地（所有する全ての農地（所有者が利用する10a未満の農地を除きます。）について、新たに農地中間管理機構に貸し付けた農地に限ります。）のうち、農地中間管理権の存続期間が10年以上のものについては、固定資産税又は都市計画税の課税標準を最初の3年度分、価格の2分の1（農地中間管理権の存続期間が15年以上のものについては、最初の5年度分、価格の2分の1）とする特例措置が講じられています。

本特例措置は、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、令和5年度までに「担い手への農地集約80%とする」とされたことを受け、平成28年度に創設されたものですが、直近の令和2年度における担い手への集約率は58%にとどまっており、一層の農地集約化が必要な状況であることから、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました。

⑦ 帰還・移住等環境整備推進法人が整備した施設の用に供する土地及び償却資産に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則15^{③⑤}）

福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が、同法に規定する帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業により整備した特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産については、固定資産税又は都市計画税の課税標準を、当該特定公共施設等に係る工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分、価格の3分の1とする特例措置が講じられています。

これまで適用実績はありませんが、原子力災害地域の住民の帰還及び移住等を促進するための環境を整備する推進法人の事業を支援するものであり、高い公益性が認められること、推進法人を指定している町から延長の要

望があり、延長期間内に適用が見込まれること等を踏まえ、適用期限を令和7年3月31日まで3年延長することとされました。

⑧ 農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則15^{③⑧}）

農業協同組合等が取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者（農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により公表された人・農地プランにおいて、地域の中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者に限ります。）の利用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物については、固定資産税の課税標準を最初の5年度分、価格の3分の2とする特例措置が講じられています。

本特例措置は、新規就農に当たっては、機械装置の導入など多くの初期投資が必要であるものの、農業収益が安定せず、就農5年目以下では8割の新規就農者の生計が成り立っていないこと等を踏まえて、新規就農者の機械装置の導入等を支援する観点から令和2年度に創設されたものです。

引き続き、新規就農者の就農継続を後押しし、次世代の地域農業を担う経営体を確保する必要性が認められることから、人・農地プランが農業経営基盤強化促進法の地域計画として法定化されることに伴う規定の整備が行われた上、本特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました。

⑨ JR北海道及びJR四国が所有し又は借り受けている固定資産に係る課税標準の特例措置（二島特例）の延長（地法附則15の2^②）

JR北海道及びJR四国（いわゆる二島会社）が所有し、又は借り受け、利用する固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供するもの（線路設備、電路設備、停車場、変電所、車両等）については、令和3年度分までの固定資産税・都市計画税の課税標準を2分の1とする特例措置が講じられています（い

わゆる二島特例)。

本特例措置は、旧国鉄の分割民営化に当たり、経営基盤の脆弱な三島会社(JR北海道、JR四国及びJR九州)の安定経営を支援するための経過措置として昭和61年度に創設されたものであり、数次の延長を経て現在に至っています。なお、JR九州については、平成28年度税制改正において、平成28年4月から特殊会社から除外されることや、経営基盤が確立し、株式全部上場により完全民営化する見込みであること等を踏まえ、本措置の対象から除外されました。

JR北海道及びJR四国は非常に厳しい経営状況が続いており、未だ営業黒字を計上したことがないこと、両社とも10年後の経営自立を目指して経営計画を策定しており、国も法改正を行い支援の継続及び拡充を行っていること等を踏まえ、適用期限を令和8年度分まで5年延長することとされました。

- ⑩ 国鉄改革によりJR北海道、JR四国及びJR貨物が承継した本来事業用固定資産に係る課税標準の特例措置(承継特例)の延長(地法附則15の3)

JR北海道、JR四国及びJR貨物が所有する旧国鉄から承継した一定の本来事業用資産については、令和3年度分までの固定資産税又は都市計画税の課税標準を5分の3とする特例措置が講じられています(いわゆる承継特例)。本特例措置は、前述の二島特例と同様、旧国鉄の分割民営化に当たり、JR三島会社及びJR貨物の安定経営を支援するための経過措置として昭和61年度に創設され、数次の延長を経て現在に至っているものです。なお、JR九州については、前述のとおり、平成28年度税制改正において、本措置の対象から除外されました。

JR北海道及びJR四国の経営状況は前述のとおりであり、また、JR貨物は、鉄道事業では未だ黒字を達成できていないこと、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な収

入減等から、現時点では、上場が可能となるような段階には至っていません。

こうした中、3社とも10年後の経営自立を目指して経営計画を策定しており、国も法改正を行い支援の継続・拡充を行っていること等を踏まえ、本特例措置の適用期限を令和8年度分まで5年延長することとされました。

- ⑪ 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の延長(地法附則15の8④)

河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該土地の上に当該家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合には、一定の住宅(人の居住の用に供する部分以外を有する家屋にあっては当該居住用部分)については最初の5年度分、固定資産税額の3分の2に相当する金額を、住宅以外の家屋(人の居住の用に供する部分以外を有する家屋にあっては当該居住用部分以外の部分)については最初の5年度分、固定資産税額の3分の1に相当する金額を減額する措置が講じられています。

本特例措置は、家屋の再建築に係る税負担が移転補償金の対象とならない等、高規格堤防整備事業に係る従前の家屋所有者の負担に鑑み、また、豪雨災害の発生状況や国土強靱化の推進といった観点も踏まえて、事業実施の加速化を図るために、不動産取得税の特例措置に加えて、令和元年度に創設されたものです。

本特例措置については、これまでの適用実績は僅少ですが、現在実施されている高規格堤防整備事業が順次終了し、再移転が始まる見込みであり、今後とも高規格堤防の整備を円滑かつ効率的に促進する必要があることに鑑み、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました。

- ⑫ バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置の延長(地法附則15の11)
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進

に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち主として劇場・音楽堂等の実演芸術の公演等を行うもので、建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるよう改修工事が行われた家屋については、固定資産税額又は都市計画税額（改修費用の5%に相当する金額を超える場合には当該金額）の3分の1に相当する金額を減額する措置が講じられています。

特例措置の創設以来、適用実績はまだありませんが、今後適用が見込まれることや、共生社会の実現を目指して、障害の有無に関わらず文化芸術活動を享受できる環境を醸成する必要が引き続き認められることから、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました。

(4) 税負担軽減措置等の整理合理化

- ① 一般ガス導管事業の用に供する一定の償却資産に係る課税標準の特例措置の縮減（地法349の3②）

ガス事業法に規定する一般ガス導管事業者が新設した同法に規定する一般ガス導管事業の用に供する一定の償却資産について、固定資産税の課税標準を、最初の5年度分、価格の3分の1、その後の5年度分、価格の3分の2とする特例措置が講じられています（旧地法349の3②）。

本特例措置は、ガス事業の拡大に伴うガス事業者の税負担の急増を緩和することで、原価主義が採られているガス料金の値上げを抑制し、ガス事業の普及を図る観点から昭和36年度に創設されたものです。なお、平成29年4月1日からの導管部門の法的分離に伴い、特例措置の対象は一般ガス導管事業の用に供する償却資産となっています。

今回の税制改正において、ガス事業者に対する法人事業税の収入金額課税の見直しが行われたことに伴う代替財源を確保する観点から、適用対象となる一般ガス導管事業者から、

特別一般ガス導管事業者（ガス事業法に基づき、ガス小売事業又はガス製造事業との兼業が禁止される一定規模以上の一般ガス導管事業者）を除外することとされました（地法349の3②、地令52の5①）。なお、令和7年3月31日までの間に特別一般ガス導管事業者が新設した一定の償却資産については、固定資産税の課税標準を最初の5年度分、価格の3分の2、その後の5年度分、価格の6分の5とする経過措置が講じられています（改正地法附則13②）。

- ② 総合効率化事業者が総合効率化計画に基づき取得した倉庫等に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長（地法附則15①⑭）

物流倉庫等については、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合物流事業者が、総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した次に掲げる施設又は設備について、固定資産税又は都市計画税の課税標準を、最初の5年度分、価格に次の割合を乗じて得た額とする特例措置が講じられています（旧地法附則15①）。

イ 倉庫事業者である総合効率化事業者が新設又は増設した流通機能の高度化及び流通業務の省力化に寄与する倉庫については、2分の1

ロ 上記イの倉庫に附属する機械設備については、4分の3

ハ 鉄道事業者、軌道経営者又は鉄道貨物を利用する貨物運送事業者である総合効率化事業者（JR貨物を除きます。）が取得した貨物運送用設備については、3分の2（小規模な総合効率化事業者は5分の3）

また、鉄道事業者等又は総合効率化事業者が取得した流通業務総合効率化事業の用に供する新規製造車両について、固定資産税の課税標準を、最初の5年度分、価格の3分の2（小規模な総合効率化事業者は5分の3）とする特例措置が講じられています（旧地法附則15⑭）。

総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）（令和3年6月15日閣議決定）において、「物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化」や「労働力不足対応と物流構造改革の推進」等がうたわれており、物流の中核的な役割を担う倉庫においては、業務の自動化・機械化及びデジタル化を図り、従来のオペレーションの改善や働き方改革を実現することで、倉庫業の生産性向上を図っていく必要があります。こうした観点から、今般、適用対象となる倉庫及び附属機械設備について、設備要件に物流業務の自動化・機械化関連機器を有するものであることとの要件が加えられた上で（地令附則11②一ホ(2)(3)、地規附則6④⑤⑦六⑪）、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15①）。

また、鉄道事業者における貨客混載の事業化に向けた取組は進められているものの、コロナ禍において旅客収入が減少する等の理由により、新規製造車両や貨物運送用設備に対する新たな投資が現時点では見込まれないため、適用対象から新規製造車両及び貨物運送用設備を除外することとされました（旧地法附則15①三⑭、旧地令附則11④⑰、旧地規附則6⑩～⑫⑳㉓㉔）。

③ 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長（地法附則15②）

公共の危害防止のために設置された施設等については、既存の対象施設等の代替として取得されたものを除き、対象となる施設等を限定した上で、それぞれ定められた割合で固定資産税の課税標準の特例措置が講じられています。

今般、各種の公害防止用設備に係る特例措置の適用期限が一斉に到来するため、次のとおり見直しが行われた上で、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15②）。

イ 水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又

は廃液を処理するための施設については、公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質を守るために、有害物質を含む汚水又は廃液を排出する事業者が設置するものですが、排水基準を遵守することは水質汚濁防止法に基づく義務であり、処理施設の設置は排出者である事業者の責任において当然に対応すべきものと考えられます。このため、通常の排水基準（一般排水基準）が適用される事業者が取得する処理施設については対象から除外することとされました。

一方で、一般排水基準への対応が困難な業種については、水質汚濁防止法に基づき、時限付きで暫定的な排水基準（暫定排水基準）が適用されています。これらの業種の事業者が一般排水基準を満たすには高度な処理施設の導入が必要であることから、早期の一般排水基準への移行を後押しする観点から、暫定排水基準が適用される事業者に限り本特例措置の対象とすることとされた上、適用期限を2年延長することとされました（地法附則15②一、地規附則6⑫）。

ロ 下水道除害施設は、公共用水域の水質保全と下水道の配管保護のため、下水道の排水区域内において下水道使用者が設置するものですが、除害施設の設置は下水道法に基づく条例上の義務であり、事業者の責任において当然に対応すべきものと考えられます。

一方で、新たに下水道の排水区域となった区域の既存事業者は、新たに除害施設を設置する義務が生じるため、当初想定していなかった負担が生じることも想定されます。このため、新たに下水道の排水区域となったことにより除害施設の設置義務が生じる既存事業者に対象を限定することとされ、事業者の社会的責任を果たす観点から、特例率が見直された上で、適用期限を2年延長することとされました。

具体的には、令和4年4月1日以後に供

- 用が開始された公共下水道の排水区域内の事業場等において当該供用が開始された日前から引き続き事業を行う者が、下水道を使用するに当たり当該事業場等に設置した除害施設について、課税標準を価格に5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（改正前：4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）を乗じて得た額とすることとされました（地法附則15②五）。
- ハ ごみ処理施設については、環境省のごみ処理施策（熱回収、再生利用）を推進する観点から、適用対象が熱回収又は再生利用を行う施設に限定された上で、適用期限を2年延長することとされました（地法附則15②二、地規附則6⑬）。
- ニ 一般廃棄物最終処分場については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設が対象から除外された上で、適用期限を2年延長することとされました（地法附則15②三、旧地規附則6⑮）。
- ホ 産業廃棄物処理施設（PCB・石綿）については、適用期限を2年延長することとされました（地法附則15②四）。
- ④ 日本貨物鉄道株式会社が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長（地法附則15⑦）
- JR貨物が取得する一定の新造車両（旧国鉄から承継した機関車のうち貨物鉄道事業に係る輸送の効率化に資する一定の車両）について、固定資産税の課税標準を、最初の5年度分、価格の5分の3とする特例措置が講じられています（旧地法附則15⑦）。
- モーダルシフトを進めるため、長期債務残高をかかえるJR貨物の旧国鉄車両から新造車両への買い換えを支援し、輸送力の増強を促すことには一定の公益性が認められることから、次の見直しが行われた上で、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15⑦、地規附則6⑳）。
- イ 既存更新車両からの代替について、制御方式が改良されていることとの要件は、これを満たすことが容易になっている現状を踏まえ、除外することとされました（旧地規附則6㉕一ハ）。
- ロ 未更新車両からの代替については、適用僅少であり、誘導効果が認められないため、対象から除外することとされました（旧地規附則6㉕二）。
- ハ 新造車両特例については、JRの特例率は3分の2であり、本特例措置においても同じ特例率を採用することとされました（地法附則15⑦）。
- ⑤ バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長（地法附則15⑱）
- 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づく認定生産製造連携事業計画に沿って一定のバイオ燃料を製造する事業者が新たに設置するバイオ燃料製造設備について、固定資産税の課税標準を、最初の3年度分、価格の3分の2（ガス製造設備については2分の1）とする特例措置が講じられています。
- 平成20年度の特例措置創設以来、適用件数・金額ともに僅少ではありますが、農産漁村等においてバイオ燃料の製造を推進する必要性が認められることから、木質固形燃料製造設備の適用対象が中小事業者等及び農業協同組合等が取得するものに限定された上で（地規附則6④一）、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15⑱）。
- ⑥ ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長（地法附則15⑳）
- 電波法に規定するローカル5G無線局（地域社会の諸課題の解決に寄与するものに限ります。）の免許を受けた者が、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の

促進に関する法律に規定する認定導入計画に基づき新たに取得した無線通信の業務の用に供する一定の償却資産について、固定資産税の課税標準を、最初の3年度分、価格の2分の1とする特例措置が講じられています。

本特例措置は、地域の中小企業等様々な主体が、自ら5Gシステムを構築できるローカル5Gの設備投資を促進するために令和2年度に創設されたものですが、実施事業が収益性のある事業であることから、地域社会の諸課題の解決に寄与する事業に限り特例措置を講ずることとされています（地法附則15④）。さらに、実質的に地域の中小事業者等が対象となるよう、取得価額が3億円以下のものに対象が限定されています（旧地令附則11④⑨）。

しかしながら、今後新たに適用が見込まれる事業者には大企業も複数含まれていること、また、令和3年度の適用実績に鑑みると3億円の上限は過大とも見られることから、今般、より地域的かつ小規模な事業に支援を重点化する観点から、取得価額要件を2億円以下に引き下げることとされました（地令附則11④⑤）。

また、国税における5G導入促進税制では、対象をローカル5Gシステムの特性を活用した先進的なデジタル化の取組みであるものに限定することとされたことから、本特例措置（5G投資促進税制）においても同様に取り扱い扱うこととされ、例えば、CATVのラストワンマイル（家庭用超高速アクセス回線）事業等については対象外とされました（令2.8総務・経産告3④）。

これらの縮減が行われた上で、本特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15④⑩）。

(5) 税負担軽減措置等の廃止

- ① 電気通信事業者が取得した特定電気通信設備に係る課税標準の特例措置の廃止（旧地法附則15③⑥）

特定通信・放送開発事業実施円滑化法に基

づき、総務大臣から実施計画について認定を受けた一定の事業者が、首都直下地震緊急対策区域外で取得し、専ら同区域内のデータセンターのバックアップの事業の用に供する設備について、固定資産税の課税標準を最初の3年度分、価格の4分の3とする特例措置が講じられています。

本特例措置については、平成30年度に創設して以降これまで適用実績がなく、また、本措置の対象となる地域特定電気通信設備供用事業が平成28年から5年間の集中支援のための事業であり、令和4年3月31日で期限を迎えることから、適用期限の到来をもって廃止することとされました（旧地法附則15③⑥、旧地令附則11③⑨、旧地規附則6⑦②⑦③）。

- ② 立地誘導促進施設協定に定められた立地誘導促進施設の用に供する土地及び償却資産に係る課税標準の特例措置の廃止（旧地法附則15③⑦）

都市再生推進法人が、都市再生特別措置法に規定する立地誘導促進施設協定に基づき管理する一定の施設の用に供する土地及び償却資産について、固定資産税又は都市計画税の課税標準を最初の3年度分、価格の3分の2の額とする特例措置が講じられています。

本特例措置については、平成30年度に創設して以降これまで適用実績がないため、適用期限の到来をもって廃止することとされました（旧地法附則15③⑦、旧地令附則11④⑩、旧地規附則6⑦④）。

(6) 住宅関連税制の見直し

- ① 新築住宅に係る税額の減額措置（新築住宅特例）の縮減及び延長（地法附則15の6）

住宅を新築した場合において、一般の新築住宅については最初の3年度分、地上3階建て以上の中高層耐火建築物については最初の5年度分、固定資産税額（120平方メートル相当分を上限）の2分の1に相当する金額を減額する措置が講じられています。

本減額措置は、住宅建設を促進し、住宅ス

トック不足を解消するため、昭和27年（昭和39年に法制化）から長期間にわたり講じられてきたものです。しかし、住宅ストックについては、昭和48年以降、全都道府県で住宅総数（平成30年：約6,200万戸）が世帯数（同：約5,400万世帯）を上回っており（平成30年住宅・土地統計調査）、量的には充足していることから、新築住宅への支援を継続する必要性については検証が求められる状況にあります。

一方で、依然として住宅取得環境が厳しい中で根強い新築住宅ニーズが存在し、また、建替え等の住宅ストックの更新を通じた耐震化の推進が重要課題であるといった事情も認められるところです。さらには、本減額措置の適用件数は非常に多く、大幅な見直しは影響が大きいこと等も踏まえ、今般の税制改正においては、まちづくりの観点から、より安心・安全な区域での新築を促すための措置が

講じられた上で、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15の6①②）。

具体的には、土砂災害特別警戒区域等災害レッドゾーンの区域内（立地適正化計画の区域内であり、かつ、居住誘導区域外）で3戸以上の住宅の新築を行う事業者に対し、都市再生特別措置法に基づき市町村長が適正な立地を促すために行った勧告に従わず、事業者名等が公表された場合において、当該勧告に従わないで新築された住宅を適用対象から除外することとされました。このような見直しを行った理由としては、市町村長が建築をして欲しくない旨意思表示をした場合にまで、市町村の税収を減少させることとなる誘導施策を講ずる必要はないとの考えがあります。なお、都市再生特別措置法に基づく勧告・公表制度は、令和4年4月1日から施行されています（資料4）。

（資料4）

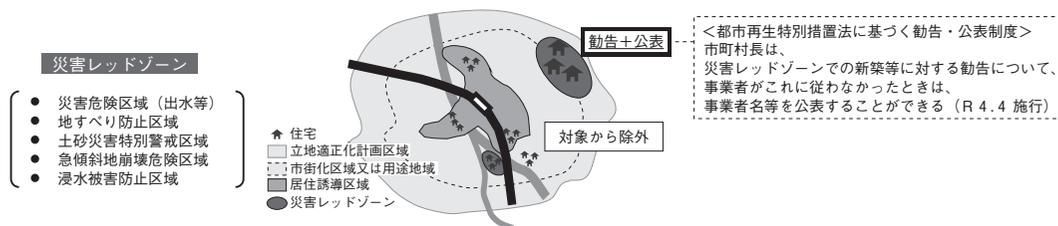
新築住宅に係る税額の減額措置の縮減及び適用期限の延長

特例の概要（現行）

- 新築された住宅のうち、次の要件を満たすものについて、固定資産税の税額を、3年度分（地上階数3以上の中高層耐火建築物（※）にあつては、5年度分）、税額の1/2減額する。
 - ・ 居住割合要件（居住部分の床面積が当該家屋の床面積の1/2以上）
 - ・ 床面積要件（居住部分の床面積が50㎡（戸建て以外の貸家住宅の場合は40㎡）以上280㎡以下）
- ※ 中高層耐火建築物……主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とした建築物

改正の内容

- 災害レッドゾーンの区域内で一定の住宅建築（※1）を行う者が、都市再生特別措置法に基づき、適正な立地を促すために市町村長が行った勧告に従わないで建築した一定の住宅（※2）を適用対象から除外する。
- 適用期限を2年延長する。
 - ※1 3戸以上の住宅建築（立地適正化計画の居住誘導区域外の区域）
 - ※2 勧告に従わなかったことにより、その旨を公表された事業者が建築した住宅



② 新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置の延長（地法附則15の7）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅を新築した場合において、一般の長期優良住宅については最初の5年度分、地上3階建て以上の中高層耐火建築物である長期優良住宅については最初の7年度分、固定資産税額（120平方メートル相当分を上限）の2分の1に相当する金額を減額する措置が講じられています。

認定長期優良住宅制度は、平成21年6月の運用開始より、ストックベースで累計約123万戸を認定しています。耐震性・断熱性・耐久性・維持保全容易性・可変性等を備えた長期優良住宅の普及促進を図ることで、将来世代に承継できる良質な住宅供給が可能となり、少子高齢化社会、人口減少社会の到来や環境・資源エネルギー問題の深刻化に対応するストック型社会の実現に資することとなります。住生活基本計画（令和3年3月19日閣議決定）においても、認定長期優良住宅のストック数を令和12年に約250万戸とする目標が掲げられているところです。

本特例措置は、認定長期優良住宅の要件を満たすための追加的な負担の軽減を目的とするものであり、引き続き認定長期優良住宅のストックを増やすために予算・税制・金融等の面で総合的な支援が求められることから、今般の税制改正においては、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15の7①②）。

③ 耐震改修を行った住宅に係る税額の減額措置の延長（地法附則15の9①、15の9の2①）

昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、新たに一定の耐震改修（1戸当たりの工事費が50万円超のものに限ります。）が行われたものについては、改修時期等に応じて一定の年度分に限り、固定資産税額の2分の1に相当する金額を減額（120平方メートル

相当分を上限）する措置が講じられています（地法附則15の9①～③）。また、耐震改修が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなったものについては、固定資産税額の3分の2に相当する金額を減額する等の措置が講じられています（地法附則15の9の2①～③）。

住宅の耐震化には国民の生命・身体の安全の確保などの高い公益性が認められること、また、住生活基本計画（令和3年3月19日閣議決定）において耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率を令和12年におおむね解消することが目標とされており、リフォームによる安全・安心で良質な住宅ストックへの更新の必要性が一定程度認められること等から、今般の税制改正においては、本減額措置の適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15の9①、15の9の2①）。

④ バリアフリー改修工事を行った住宅に係る税額の減額措置の延長（地法附則15の9④⑤）

新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除きます。）のうち、人の居住の用に供する部分において、バリアフリー改修工事（1戸当たりの工事費（国又は地方公共団体から交付される補助金等を控除した額）が50万円超のものに限ります。）が行われたものであって、高齢者等が居住しているものについては、1年度分に限り、固定資産税額の3分の1に相当する金額を減額（100平方メートル相当分を上限）する措置が講じられています（地法附則15の9④～⑧）。

少子高齢化・人口減少が急速に進展し、今後、単身高齢者世帯・高齢者夫婦世帯とも増加が見込まれる中、住宅内での発生事故を防ぎ、高齢者が住み慣れた住宅で安心して自立的・健康的に暮らせるよう、バリアフリー化による既存住宅ストックの良質化を図る必要があります。住生活基本計画（令和3年3月19日閣議決定）においても、高齢者の居住す

る住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合を令和12年に25%（平成30年：17%）とする目標が掲げられているところ。

これらに鑑みれば、引き続き本措置を講ずる必要性が認められることから、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15の9④⑤）。

- ⑤ 省エネ改修工事を行った住宅に係る税額の減額措置の拡充、縮減及び延長（地法附則15の9⑨⑩、15の9の2④⑤）

平成20年1月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除きます。）のうち、人の居住の用に供する部分において、省エネ改修工事（1戸当たりの工事費（国又は地方公共団体から交付される補助金等を控除した額）が50万円超のものに限ります。）が行われたものについては、1年度分に限り、固定資産税額の3分の1に相当する金額を減額（120平方メートル相当分を上限）する措置が講じられています（地法附則15の9⑨～⑫）。また、省エネ改修工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなったものについては、固定資産税額の3分の2に相当する金額を減額する措置が講じられています（地法附則15の9の2④～⑦）。

今般の税制改正においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、2025年には新築住宅の省エネ基準の適合義務化が行われ

ること等に鑑み、住宅・建築分野においてよりカーボンニュートラルに貢献できる税制措置となるよう見直しが行われた上、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとされました。

まず、義務化が予定される現行の省エネ基準（平成28年基準）は、平成25年10月1日に施行された基準（平成25年基準）を踏襲しているため、現行の省エネ基準の水準を求められていなかった平成25年基準以前の住宅の省エネ改修まで本減額措置の対象を拡大することとされました。具体的には、建築確認から新築までに通常6か月程度かかることを踏まえ、平成26年4月1日に存していた住宅（改正前：平成20年1月1日に存していた住宅）が適用対象となります（地法附則15の9⑨⑩、15の9の2④⑤）。

また、より良質な省エネ改修を支援する観点から、工事費要件を60万円超（改正前：50万円超）まで引き上げることとされました（地令附則12③）。併せて、現行の省エネ基準が、外皮基準に加えて一次エネルギー消費量基準を設けていることを踏まえて、窓等の断熱改修工事費用が50万円を超える場合には、省エネや創エネに資する太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器又は太陽熱利用システムの設置工事費用と合わせて60万円超となる場合も本措置の対象とすることとされました（平20.4国土交通515）。

八 事業所税

1 沖縄振興特別措置法に基づく特例措置の延長等

(1) 改正前の制度の概要

沖縄振興特別措置法に基づく税制上の措置については、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄の自主性を尊重しつつ、その総合的かつ計画的な振興を図るため、産業の振興、雇用の促

進、文化の振興及び均衡ある発展の観点から、各般の施策が講じられているところ。事業所税についても、沖縄県知事が定める観光地形成促進計画、情報通信産業振興計画、産業高度化・事業革新促進計画及び国際物流拠点産業集積計画に定められた各分野別地域（下記(2)①～④）において、令和4年3月31日までの間に新設された一定の施設において行う事業に対して

課する資産割については、施設の新設の日から5年間に限り課税標準の特例措置（事業所床面積の2分の1控除）が講じられています（旧地法附則33①～④）。

(2) 改正の内容

10年間の時限立法である沖縄振興特別措置法が令和4年3月31日に期限を迎えることを受け、令和4年3月31日、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第7号）が公布され、沖縄振興特別措置法の有効期限の延長及び沖縄の振興施策に係る所要の改正が行われました。事業所税の特例措置については、同法の改正・延長を踏まえ、次のとおり改正が行われています。

① 観光地形成促進地域関係

沖縄振興特別措置法に規定する観光地形成促進計画において定められた観光地形成促進地域において設置される特定民間観光関連施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和7年3月31日まで3年延長することとされました（地法附則33①）。また、特例措置の対象施設について、テーマパーク及びスパ施設を追加する一方（地規附則12の3①一、三）、庭球場、野営場、野外アスレチック場、マリナー、ダイビング施設、遊園地、博物館、美術館及び海洋療法施設の9施設を対象施設から除外することとされました（旧地規附則12の3①一～三）。

② 情報通信産業振興地域関係

沖縄振興特別措置法に規定する情報通信産業振興計画において定められた情報通信産業振興地域において設置される情報通信産業及び情報通信技術利用事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を3年延長することとされました（地法附則33②）。

③ 産業イノベーション促進地域（旧産業高度化・事業革新促進地域）関係

沖縄振興特別措置法に規定する産業高度

化・事業革新促進計画において定められた産業高度化・事業革新促進地域において設置される製造業等及び産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を3年延長することとされました（地法附則33③）。このほか、同法の改正を受け、事業所税の特例措置の対象となる計画の名称が「産業高度化・事業革新促進計画」から「産業イノベーション促進計画」に、地域の名称が「産業高度化・事業革新促進地域」から「産業イノベーション促進地域」に、それぞれ変更されています。

なお、本特例措置の対象となる産業高度化・事業改革促進事業について、当該事業の細目を定めた沖縄振興特別措置法施行令の改正により「ガス供給業」が対象に追加されましたが、このガス供給業は、いわゆるサテライト設備により液化天然ガスを供給するものに限定されています。一方で、屋外に設置されるサテライト設備は、そもそも事業所税の課税対象ではないことから、同令の改正前後において本特例措置の対象事業に変更を生じさせないよう、ガス供給業以外の産業高度化・事業改革促進事業を対象事業とすることとされています（地令附則16の2の8③）。

④ 国際物流拠点産業集積地域関係

沖縄振興特別措置法に規定する国際物流拠点産業集積計画において定められた国際物流拠点産業集積地域において設置される国際物流拠点産業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を3年延長することとされました（地法附則33④）。

(3) 施行期日・経過措置

上記(2)①～④の改正に係る施行期日は、沖縄振興特別措置法の改正と同様、令和4年4月1日とされているところですが、特例措置の適用期間は対象施設の新設から5年間とされている

ため、現に特例措置の適用を受けている施設が改正法の施行日以後も、引き続き特例措置の適用を受けることができるよう、所要の経過措置が講じられています（改正地法附則16①）。

また、沖縄県知事が定める上記(2)①～④の各分野別計画について、沖縄振興特別措置法の改正により、従前の計画に替わる新たな計画が定められ、主務大臣に提出されることとなります

が、この手続には一定の期間を要することが見込まれます。そのため、新たな計画の提出までの間に対象施設が新設された場合について改正後の特例措置を適用することができるよう、施行日から半年間は、従前の計画に定められた各分野別地域を改正後の特例措置の対象となる各分野別地域とみなす経過措置が置かれています（改正地法附則16②～⑤）。

九 航空機燃料譲与税

(1) 改正前の制度の概要

航空機燃料譲与税は、空港関係地方団体の空港対策に係る財源を充実強化するため、航空機燃料税（国税）の収入額の13分の2に相当する額を空港関係市町村及び空港関係都道府県に譲与するものです（航空機燃料譲与税法1）。

譲与額の2分の1を着陸料の収入額で、他の2分の1を世帯数で按分して譲与する仕組みとされており（航空機燃料譲与税法2②、2の2②）、譲与時期及び譲与時期ごとに譲与すべき額は、次の表のとおりとされています（航空機燃料譲与税法3①）。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
9月	当該年度の初日の属する年の3月から8月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額の13分の2に相当する額
3月	当該年度の初日の属する年の9月から翌年の2月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額の13分の2に相当する額

(2) 改正の内容

① 令和3年度改正までの措置（これまでの経緯）

航空機燃料税については、平成23年度から令和3年度までの間に限り、航空機燃料1klあたり18,000円（本則：26,000円）に引き下げる特例措置が講じられていましたが、新型コロナウイルス感染症による航空需要の減少

を踏まえ、令和3年度に限り、航空機燃料1klあたり9,000円に引き下げる特例措置（旧措法90の8）等が講じられました。

これに対応し、航空機燃料譲与税として譲与すべき額が維持されるよう、平成23年度から令和3年度までの間に限り、航空機燃料譲与税として譲与すべき額の航空機燃料税に占める割合（以下「譲与割合」といいます。）を9分の2（本則：13分の2）に引き上げる措置が講じられ、また、令和3年度に限り、譲与割合を9分の4に引き上げる措置が講じられました（旧航空機燃料譲与税法附則②）。

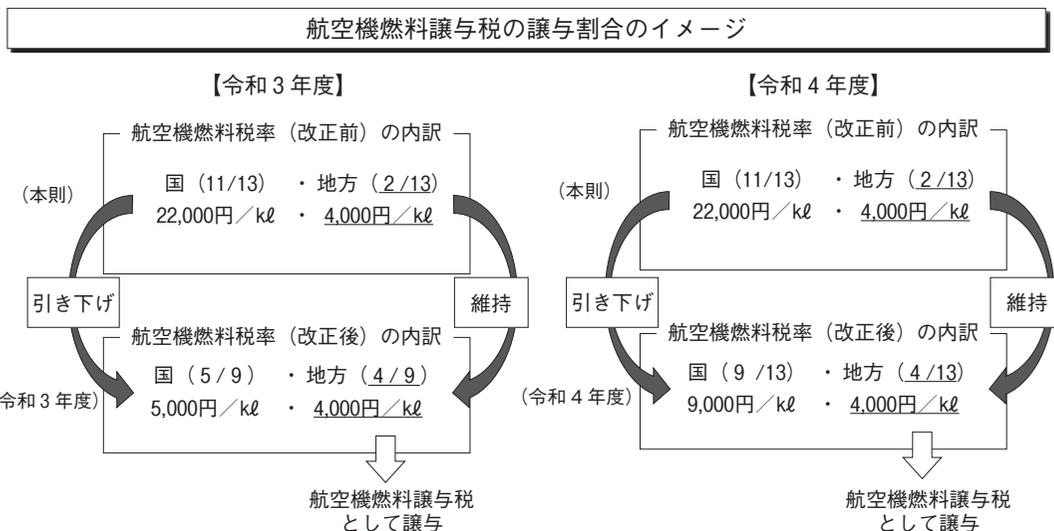
② 今般の改正内容

今般、航空機燃料税の税率の特例措置について、令和4年度に限り、航空機燃料1klあたり13,000円（改正前：9,000円（本則：26,000円））とすることとされました（措法90の8）。

これに対応し、航空機燃料譲与税として譲与すべき額が維持されるよう、航空機燃料譲与税の譲与割合を、令和4年度に限り、13分の4（改正前：9分の4（本則：13分の2））とすることとされました（資料5）。

具体の改正内容としては航空機燃料譲与税の譲与割合及び譲与時期ごとに譲与すべき額について、所要の読替規定が整備されています（航空機燃料譲与税法1①、3①、附則②）。

(資料 5)



十 地方税務手続のデジタル化

地方税法において、一定の地方税関係申告等や徴収金の収納については、地方税関係手続用電子情報処理組織 (eLTAX) を使用し、かつ、地方税共同機構 (以下「機構」といいます。) を経由して行うことができる旨が規定されています。また、機構は、地方税に関する事務を行うために設立された法人であり、その業務範囲等についても地方税法に規定されています。令和 4 年度税制改正では、地方税務手続のデジタル化に関し、次のとおり改正が行われています。

1 eLTAX を通じた申告・申請に係る対象手続の拡大

(1) 改正前の制度の概要

納税義務者又は特別徴収義務者 (以下「納税者」といいます。) が、地方税関係法令の規定に基づき地方団体の長に対して行う申告等 (以下「地方税関係申告等」といいます。) については、eLTAX を使用し、かつ、機構を経由する方法により行うことができるとされています。対象となる具体的な手続は地方税法施行規則に列挙されており、地方法人二税の申告、

固定資産税 (償却資産) の申告、給与支払報告書の提出など、主として法人が行う手続がその中心とされていました (旧地法747の2①、747の3①、旧地規24の39①②)。

(2) 改正の経緯等

eLTAX の対象手続は順次拡大されてきたところですが、改正前の時点において eLTAX の対象となっていない手続も多く存在していました。これらの手続については、各地方団体が行政手続のデジタル化を進める中で、独自の取組として、個別に電子的提出を可能とする動きも出始めていました。

こうした中、政府においては、「性質上、オンライン化が適当ではないものを除き、全ての行政手続について、5年以内にオンライン化を行う」(「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和 2 年12 月 8 日閣議決定)) との方針を示しており、地方税に係る申告・申請手続についても、eLTAX を利用可能な手続の更なる拡大が求められる状況にありました。こうした状況を踏まえ、令和 4 年度税

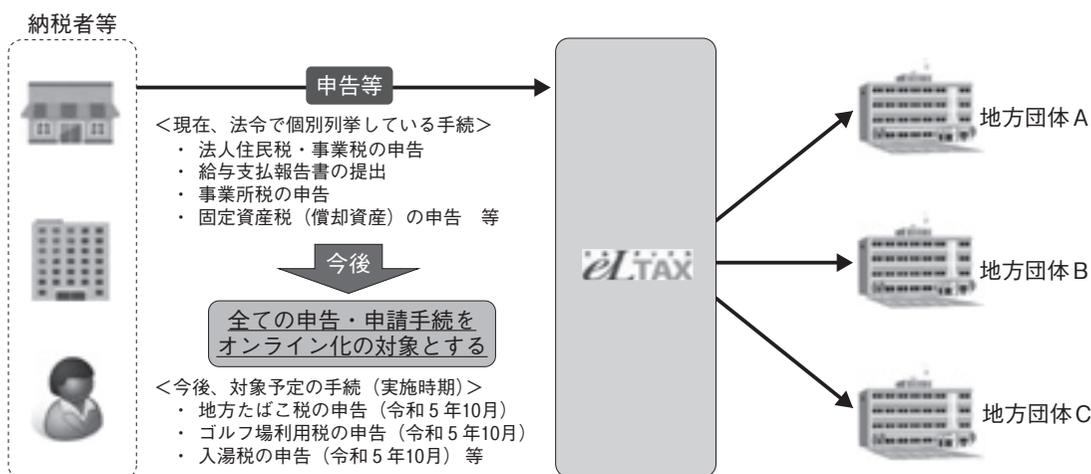
制改正においては、今後、納税者が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続について、実務的な準備が整ったものから順次、eLTAXを

利用して行うことができるよう所要の措置を講ずることとされました（資料6）。

（資料6）

eLTAXを通じた申告・申請に係る対象手続の拡大

- eLTAX（地方税ポータルシステム）を通じた申告・申請は、これまで、オンライン化のニーズに応じて、法人を対象とする手続を中心として拡大し、地方税法令上、対象手続を個別に規定。
 - 今後は、納税者等が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続について、実務的な準備が整ったものから順次、eLTAXを利用して行うことができるよう所要の措置を講ずる。
- ※ 令和4年4月1日施行。



(3) 改正の内容

具体的な改正内容としては、地方税関係申告等のうち電子申告等の対象手続を個別列挙する規定が削除され、全ての地方税関係申告等についてeLTAXを通じて行うことができることとされました（地法747の2、747の3、旧地規24の39①②、附則31）。この改正は、令和4年4月1日から施行されます。

なお、実際には、eLTAXにおけるシステム上の準備ができた手続から順次対象を拡大することとされており、手続ごとの具体的な対応方針については、今後、総務省及び地方税共同機構において検討が予定されています。

2 eLTAXを通じた電子納付の対象税目の拡大

(1) 改正前の制度の概要

地方団体は、特定徴収金の収納の事務について機構に行わせるものとされています。特定徴収金とは、一定の地方税に係る地方団体の徴収金のうち、納税者がeLTAXを経由して納付・納入するものをいいます（旧地法747の5の2①②）。

特定徴収金の対象税目については、法人事業税などの税目が地方税法施行令に個別列挙されていました。令和元年10月にeLTAXを通じた電子納付の仕組みがスタートした際には、法人住民税・事業税、個人住民税（給与所得・退職

所得に係る特別徴収分)及び事業所税が対象とされており、令和2年度税制改正により、令和3年10月から、個人住民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割が対象税目に追加されることとなりました。さらに、これら申告税目を中心とした税目に加え、令和3年度税制改正により、令和5年4月からは、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割といった賦課税目が追加されることとなりました。

(2) 改正の経緯等

令和5年4月からの追加が予定されている固定資産税等の4税目については、地方団体が税額を賦課決定した上で、納税通知書を納税者に送付し、その情報に基づいて納税する仕組みとされています。賦課税目についてeLTAXを通じた電子納付を可能とするため、①地方団体が

eLTAXにアップロードした納付書情報を活用して納付する方法及び②地方団体が紙の納付書に印字するQRコードを活用して納付する方法の双方について、令和5年度からの実現に向けて、関係機関において準備が進められています。

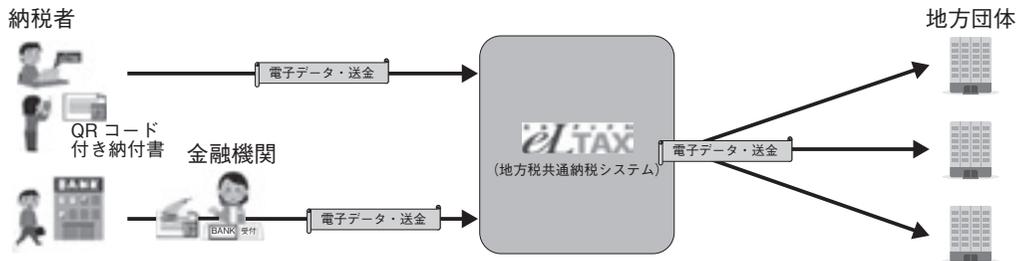
これらの方法による納付は、固定資産税等の4税目に限らず、他の税目であっても確定税額を納税者に告知するもの(個人住民税(普通徴収)、国民健康保険税、不動産取得税等の賦課税目に加え、申告税目であっても督促状に係る納付書など、地方団体が納税者に対して確定税額を告知するもの)について応用が可能であることから、令和4年度税制改正においては、eLTAXを通じた電子納付の対象を全税目に拡大するため、所要の措置を講ずることとされました(資料7)。

(資料7)

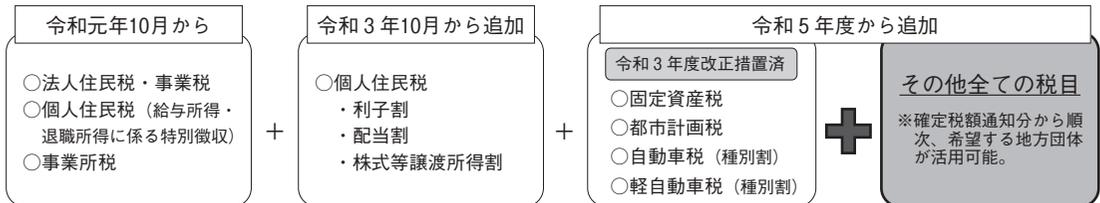
eLTAXを通じた電子納付の対象税目の拡大

- eLTAXを通じた電子納付は、主として法人を対象とする税目から順次、対象税目を拡大。令和3年度税制改正において、個人の納税者にも納付機会が多い固定資産税等4税目についても対象に追加。
 - 今般、地方税統一QRコードを活用した納付に係る仕組みの構築に目途がついたことから、これを契機に、eLTAXを通じた電子納付の対象を全税目に拡大するため、所要の措置を講ずる。
- ※ 令和5年4月1日以後の納付について適用。

■ eLTAXを通じた電子納付(イメージ)



■ eLTAXを通じた電子納付の対象税目



(3) 改正の内容

具体的な改正内容としては、特定徴収金の対象税目を個別列挙する規定が削除されました。これにより、「特定徴収金とは、地方税に係る地方団体の徴収金のうち、納税義務者又は特別徴収義務者が総務省令で定める方法により納付し、又は納入するものをいう。」と規定されることとなり、法令上、法定外税を含む全ての地方税について eLTAX を経由した納付・納入が可能とされました（地法747の6、旧地令57の5の2）。この改正は、令和5年4月1日から施行されます。

eLTAX においては、固定資産税等の4税目への対象拡大に向けてシステム開発を進める中で、その他の税目への対応が可能となる方向で準備が進められています。そのため、実務上は、地方団体が eLTAX への納付書情報のアップロードや地方税統一 QR コードの納付書への印字を行うことにより、eLTAX を通じた納付を可能とすることが予定されています。

3 eLTAX を通じた電子納付に係る納付手段の拡大

(1) 改正前の制度の概要

機構は、特定徴収金の収納の事務の一部を特定金融機関等（金融機関等のうち、電子納税の事務を適切かつ確実に遂行することができるものとして一定の基準に適合するものをいいます。以下同じです。）に委託することができることとされています（旧地法747の5の2③）。また、eLTAX を通じた電子納付は、納税者が納付・納入案件に係る事項を機構に送信した上で、機構から割り当てられる符号を用いて行われます（旧地法747の5の2②、旧地規24の43①）。

この制度の下で、現在、納税者が利用可能な納付手段として、インターネットバンキングやダイレクト納付（口座引落し）、ATM による支払が存在しています。いずれも、機構から特定徴収金の収納の事務の一部を受託した特定金融機関等が、MPN（マルチペイメントネット

ワーク）を用いて、当該収納した特定徴収金及び当該徴収金に係る納付情報を機構へ伝送する方式です。

また、各地方団体においては、こうした全地方団体による取組である eLTAX を通じた収納とは別に、地方自治法の収納の私人委託制度（地方自治法243、地方自治法施行令158の2）や指定代理納付者制度（旧地方自治法231の2⑥）を活用し、コンビニ納付やクレジットカード納付など納付手段の多様化が順次図られてきました。令和3年度税制改正においては、社会全体のデジタル化を推進するため、地方公共団体の歳入等についてスマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができる環境整備を図ることを目的として、地方自治法が改正され、指定代理納付者制度に代えて指定納付受託者制度が創設されました（地方自治法231の2の2～231の2の7）。

(2) 改正の経緯等

① 改正の経緯

上記2のとおり、令和3年度税制改正において、賦課税目である固定資産税等の4税目が新たに eLTAX を通じた電子納付の対象とされ、さらに、令和4年度税制改正において、全ての税目を電子納付の対象とすることとされています。

従来の対象税目は、主として法人が納付・納入するものでしたが、上記の対象税目の拡大により、今後は、法人のみならず個人の納税者が eLTAX 経由で納付することが見込まれ、個人の納税者が利用しやすい環境整備を図ることが求められているところです。その一環として、eLTAX を通じた電子納付においても、一部の地方団体が既に導入しているスマートフォン決済アプリやクレジットカード等による納付を可能とすることが有効であると考えられます。

こうしたことから、令和4年度税制改正においては、地方自治法の指定納付受託者制度

を参考に、納税者が、機構が指定する者（機構指定納付受託者）に納付を委託することができる制度を創設することとされました。

この制度では、機構から事業者に対して収納事務を委託するのではなく、納税者が事業者に対して納付事務の委託を行うという構成が取られています。そのため、納税者の租税

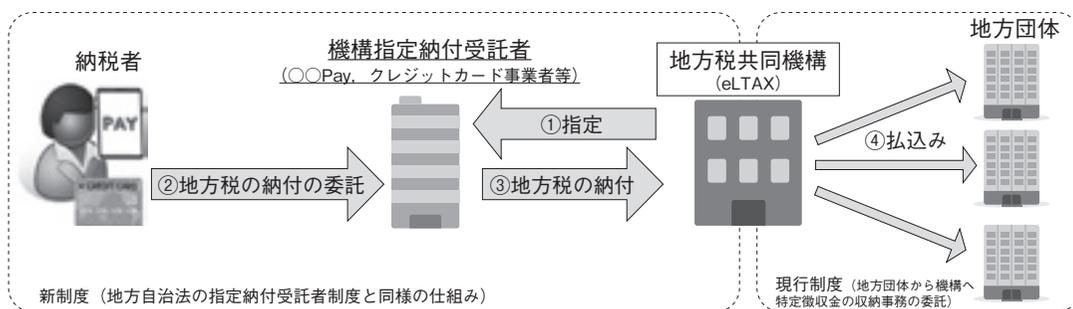
債務は、当該事業者が各地方団体の収納事務を行う機構に納付を行うことにより消滅することとなります。こうした構成を取るのには、納税者が事業者に対して支払った時点で納税義務が消滅する収納事務の委託と比して、地方団体の租税債権の確実な確保を図ろうという考え方によるものです（資料8）。

（資料8）

eLTAXを通じた電子納付に係る納付手段の拡大

- 現在、eLTAXを通じた電子納付については、金融機関経由の納付（インターネットバンキング等）のみが可能。
 - 今後、固定資産税等全税目への電子納付対象拡大（令和5年度）と合わせ、納税者が、地方税共同機構が指定する者を経由してスマートフォン決済アプリ、クレジットカード等による納付を行うことができるよう所要の措置を講ずる。
- ※ 令和5年4月1日以後に地方税の納付を委託する場合について適用。

■ eLTAXを通じた電子納付に係る新たな納付手段（イメージ）



- ※1 機構指定納付受託者が指定日までに納付（③）した場合には、委託（②）の日に遡って、納税者から納付があったものとみなす。
- ※2 納税者が機構指定納付受託者を通じた納付を行った場合であって、当該機構指定納付受託者が指定日までに納付しなかったときには、地方団体が指定納付受託者を指定した場合と同様に、当該地方団体は、保証人に関する徴収の例により当該機構指定納付受託者から徴収する。
- ※3 地方団体が、機構指定納付受託者の指定に関し、意見を述べることのできる等の所要の措置を講ずる。

② 地方自治法の指定納付受託者制度との関係

今回、地方税法に創設する機構指定納付受託者制度により、個別の地方団体が事業者との契約等を結ばずとも、全ての地方団体の納税者が機構指定納付受託者（スマートフォン決済アプリ、クレジットカード等の関係事業者）への納付の委託が可能となり、当該委託のあった徴収金については、eLTAX（機構）を経由して納付情報及び徴収金が地方団体に送信・入金されることとされました。

この機構指定納付受託者制度による収納とは別に、個々の地方団体が地方自治法の指定納付受託者制度を活用すること等により独自に事業者を指定し収納を行うことも想定され、指定納付受託者制度と機構指定納付受託者制度は地方税分野においては併存するものとなります。また、機構指定納付受託者制度は地方税の収納に限った制度ですが、指定納付受託者制度は地方税以外の地方公金においても用いられるものです。

機構指定納付受託者制度の創設後は、機構において、スマートフォン決済アプリ事業者、クレジットカード事業者等を機構指定納付受託者として指定することが想定されています。なお、コンビニ事業者については、実務上、POSレジでQRコードを読み取ることができないこと等から、当面の間は、機構がコンビニ事業者を機構指定納付受託者に指定することは想定されていません。そのため、地方税の収納について各地方団体がコンビニ決済を導入する場合には、地方自治法の指定納付受託者制度等によりコンビニ事業者と契約を結ぶことが想定されています。

(3) 改正の内容

具体的な改正内容は以下のとおりです。これらの改正は、令和5年4月1日から施行されます。

① 機構指定納付受託者に対する納付又は納入の委託

地方団体に対しeLTAXを通じて特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者は、電子情報処理組織を使用して行う機構指定納付受託者に対する一定の通知に基づき納付し、又は納入しようとするときは、機構指定納付受託者に当該納付又は納入を委託することができることとされています（地法747の7）。

機構指定納付受託者に対する通知とは、具体的には、次の事項の通知です（地規24の46）。

イ 地方団体の徴収金の納付又は納入に関する書類に記載すべきこととされている事項などのその徴収金を特定するために必要な事項

ロ 次のいずれかの事項

(イ) クレジットカードの番号などのクレジットカード決済に関し必要な事項

(ロ) 電子情報処理組織を使用して番号、記号その他の符号を通知する方法（(イ)に規定する方法を除きます。）による決済に関し必要な事項

② 機構指定納付受託者

イ 機構指定納付受託者の指定

機構は、納付等事務（特定徴収金の納付又は納入に関する事務をいいます。以下同じです。）を適切かつ確実に遂行することができる者として次の要件を満たす者を機構規定納付受託者として指定することができることとされています（地法747の8①、地令57の5の3）。

(イ) 納付等事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること

(ロ) その人的構成等に照らして、納付等事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること

機構指定納付受託者は、特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の上記①による委託を受けて、納付等事務を行うことができることとされています（地法747の8①）。また、この委託を受けたときは、委託者に対し、その旨を電子情報処理組織を使用して通知するとともに、上記①イの事項を電磁的記録により保存するものとされています（地規24の48）。

ロ 指定の公表等

各地方団体が指定の事実及び機構指定納付受託者に係る情報を把握し、また、住民が円滑に機構指定納付受託者制度を活用することができるよう、機構指定納付受託者として活動する事業者の情報を広く周知することが求められます。

このため、機構は、機構指定納付受託者を指定したときは、その名称等を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならないこととされています（地法747の8②、地規24の49）。

また、機構指定納付受託者がその名称等を変更しようとするときは、あらかじめ機構に届け出なければならないこととされ

(地法747の8③、地規24の50)、機構は、この届出に係る事項についても、通知及び公表が義務付けられています(地法747の8④)。

ハ 指定に関する地方団体の意見

機構が特定の事業者を指定し、又は指定しないことにより、各地方団体の地方税の徴収金に係る納税者の利便性が大きく左右される可能性があります。また、下記⑦で詳述するとおり、機構指定納付受託者が納税者から納付又は納入の委託を受けた納付額を機構に納付し、又は納入しなかった場合には、地方団体が当該指定納付受託者に対して保証人の例により徴収を行わなければならないこととされています(地法13の4)。

そのため、機構指定納付受託者の指定に関して、地方団体が意見を述べるができる規定が設けられました。地方団体は、指定前及び指定後において、必要があると認めるときに機構に対して意見を述べるができることとされています(地法747の8⑤)。

ニ 地方団体の意見を尊重した措置

上記ハの地方団体の意見が機構の指定の事務に反映されることを担保するために、機構は、当該意見を尊重して必要な措置をとるようにしなければならない旨が規定されています。なお、各地方団体の実情に応じて様々な意見が提出されることが考えられるため、機構はこれに従う法的義務までを負うものではありません。

具体的な措置としては、地方団体から特定の事業者の指定を求める旨の意見があった場合における指定の検討や、地方団体から特定の事業者の指定に関し疑義が出された場合における、当該事業者に対する検査の実施又は指定の解除の検討等が想定されています。また、これらの検討の結果、機構が下した判断の理由を説明することも、「必要な措置」に含まれるものと考えられ

ています(地法747の8⑥)。

③ 納付等事務の委託

特定徴収金の納付等事務の委託を受けた機構指定納付受託者は、当該委託を受けた納付等事務の一部を、納付等事務を適切かつ確実に遂行することができる者として以下の要件を満たす者に委託することができることとされています(地法747の9、地令57の5の3)。

イ 納付等事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること

ロ その人的構成等に照らして、納付等事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること

スマートフォン決済アプリ事業者が収納代行事業者と契約している場合、クレジットカード発行会社が他の事業者と包括的な代理契約を締結し、払込みを代行させている場合など、納付等事務を受託する者の事業形態に応じて柔軟に対応できるよう、納付等事務の一部の再委託が可能とされているものです。

④ 機構指定納付受託者の納付又は納入

特定徴収金の納付等事務の委託を受けた機構指定納付受託者は、機構が指定する日までに当該委託を受けた特定徴収金を機構に納付し、又は納入しなければならないこととされています(地法747の10①)。

この場合において、スマートフォンアプリによる決済、クレジットカード決済等を行う場合には、納税者が機構指定納付受託者に納付を委託する日と、実際に機構指定納付受託者が機構に対して特定徴収金を納付する日(以下「納付日」といいます。)に乖離が生じることがあります。

仮に、納付日に特定徴収金の納付があったこととすると、納税者が納期限前に納付の委託を行っていた場合であっても、納付日が当該特定徴収金の納期限より後となった場合には延滞金等が発生することとなり、納税者にとって不利益が生じ得ることとなります。し

たがって、機構指定納付受託者が、機構が指定する日までに特定徴収金を納付し、又は納入したときは、機構指定納付受託者が納付等事務の委託を受けた日に遡及して納付又は納入があったものとみなすこととされています（地法747の10④）。

また、地方団体が、機構指定納付受託者が納税者から特定徴収金の納付又は納入の委託を受けた旨及びその年月日を把握することができるよう、機構指定納付受託者が納付等事務の委託を受けたときは、遅滞なく、機構に報告しなければならないこととされ（地法747の10②、地規24の51）、また、当該報告を受けた機構は、速やかに当該報告に係る事項を関係地方団体へ通知しなければならないこととされています（地法747の10③、地規24の52）。

なお、機構が収納した特定徴収金については、既定の法令に基づき、必要な事項が機構から地方団体に通知されるとともに、当該特定徴収金が地方団体の指定金融機関等に払い込まれることとなります（地令57の5②）。

⑤ 機構指定納付受託者の帳簿保存等の義務

機構指定納付受託者が適正に納付等事務を処理しなければ、納税者の租税債務の履行に支障を来すおそれがあることから、機構は、自ら指定した機構指定納付受託者に対して監督権限を行使することができることとされています。具体的には、機構は、必要な限度で、機構指定納付受託者に対して報告をさせ（地法747の11②、地規24の53）、又は帳簿書類等の立入検査若しくは関係者に対する質問をすることができることとされています（地法747の11③）。これらの検査等を行うことができるのは、上記②から④まで及びこの⑤の事項を実施するために必要がある場合です。

権限を行使する者が正当にこれを行うものであることを知らせるため、身分証明書携帯及び請求に応じた提示の義務を課されており（地法747の11④）、また、日本国憲法第35条において、刑事手続に関する令状主義が保

障されていることから、立入検査及び質問の権限は、あくまで行政上の監督権限の行使として認められるものであって、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないこととされています（地法747の11⑤）。

また、これらの監督権限を行使するに当たり、機構指定納付受託者に的確な報告をさせ、又は的確な検査等を実施するためには、納付等事務に関する正確な記録が必要であることから、機構指定納付受託者において納付等事務に関する事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならないこととされています（地法747の11①）。

（注） 機構が公権力の行使に当たる立入検査等を行うことについて

公権力の行使を行うことができる者としては、一般的には国又は地方公共団体の機関が該当しますが、独立行政法人、特殊法人、認可法人等においても、個々の法令において公権力の行使を行う権限を与えられている場合があり、立入検査等についても、法令に基づいて独立行政法人等が行う例があります。

立入検査は、これを受ける者にとっては相当大きな権利又は自由の制限となる公権力の行使であることから、行政機関以外の者に立入検査を行わせる場合、当該立入検査の適法性・適正性を確保し、その行政責任が明確となるよう、その者に関係行政機関の関与が強く及んでいる必要があると考えられます。この点、上記の機構が行う立入検査については、以下の点を踏まえ、地方自治法の相当規定との並びを考慮した上で、機構が立入検査を行うことができる旨の規定を置かれています。

- ・ 機構処理税務事務として、総務大臣の監督権限の下でその実施に係る適法性・適正性の確保について国の強い関与が及ぶものであること
- ・ 特定徴収金の収納については、地方税

法に基づき地方団体から機構に授権がなされ、機構が地方団体に代わって行うものであり、本件立入検査についても特定徴収金の収納の確実な実施を期すため地方団体に類似した立場で行うものであること

⑥ 機構指定納付受託者の指定の取消し

イ 指定の取消し

機構指定納付受託者が機構の指定を受けた後、事情の変化により、機構指定納付受託者としての適格性を欠くこととなる場合があり得ることから、機構は、機構指定納付受託者が次の要件に該当する場合には、その指定を取り消すことができることとされています（地法747の12①、地規24の54）。

(イ) 上記②イ(イ)及び(ロ)の要件に該当しなくなったとき

(ロ) 機構からの報告徴収に対し、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

(ハ) 帳簿を備え付けない、虚偽の記載をするなど、帳簿保存義務に違反したとき

(ニ) 立入検査の拒否、質問に対する虚偽の陳述等を行ったとき

なお、指定を取り消された事業者の不服申立てに関し、審査請求は、処分をした行政庁（以下「処分庁」といいます。）に上級行政庁がない場合には当該処分庁に対して行うこととなる（行政不服審査法4一）、機構には上級行政庁がないため、事業者は機構に対して審査請求を行うこととなります。

ロ 取消しの公表等

上記②ロの指定の公表等との均衡を踏まえ、当該指定を取り消した場合にも、その旨を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならないこととされています（地法747の12②）。

⑦ 機構指定納付受託者が委託を受けた場合の徴収の特例

イ 指定納付受託者制度における対応

指定納付受託者制度においては、指定納付受託者が納付の委託を受けた場合において、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を期日までに完納しないときは、地方団体の長は、地方団体の徴収金の保証人に関する徴収の例により、その地方団体の徴収金を当該指定納付受託者から徴収することとされています（地法13の4①）。また、地方団体の長は、当該指定納付受託者に対して滞納処分をしてもなお残余がある場合でなければ、納税者から徴収することができないこととされています（地法13の4②）。

これは、指定納付受託者が期日までに完納しない場合に、まずは当該指定納付受託者に対して滞納処分を行うことで、納税者の保護が図られるとともに、地方団体にとっては、事業者に対して滞納処分ができるようになることで、地方団体の租税債権の回収の確実性を向上させるものです。

ロ 機構指定納付受託者制度における対応

機構指定納付受託者制度においても、機構指定納付受託者が納付し、又は納入すべき納税者から納付又は納入の委託を受けた特定徴収金を期日までに完納しない場合には、地方団体が当該機構指定納付受託者に対して徴収を行うこととされ（地法13の4①）、また、当該機構指定納付受託者に対して滞納処分をしてもなお残余がある場合でなければ、納税者から徴収することができないこととされています（地法13の4②）。

(注) 機構指定納付受託者への徴収を行う主体について

地方税の滞納処分等は住民の権利義務に直接影響を及ぼす行為であり、地方税法において、督促及び滞納処分に関する事項については徴税吏員が行うこととされています。これに鑑み、徴税吏員ではない機構の職員に機構指定納付受託者に対する滞納処分等を行わせることは適当

ではないと考えられました。また、実態としても、機構には強制徴収を適切に行うためのノウハウや知識を有する職員・組織体制は備わっていないところです。

そのため、機構指定納付受託者に対して徴収を行う者は、当該機構指定納付受託者の指定を行った機構ではなく、租税債権を有する各地方団体とされています。

⑧ その他所要の改正

イ 機構処理税務事務への追加

改正後の規定に基づき機構が行う機構指定納付受託者に係る事務は、地方税法に規定する納税者及び地方団体が関係する手続について機構が一定の関与をするものであり、機構による安全かつ安定的な実施が求められるものであることから、機構処理税務事務に位置付けることとされています（地法762二〇(3)）。

機構処理税務事務に位置付けられることで、当該事務に関し取り扱う情報に係る安全確保措置（機構処理税務事務管理規程の作成（地法786）、機構処理税務情報保護委員会による調査審議等（地法787））がとられるほか、総務大臣が機構処理税務事務の適正な実施に関し監督上必要な命令をすることができる（地法798）など、納税者及び地方団体の手続が安全かつ安定的に実施されるよう措置が講じられることとなります。

ロ システム障害発生時等の総務大臣への報告規定の改正

eLTAX 又は特定徴収金手続用電子情報処理組織（機構及び特定徴収金を納付し、又は納入する納税者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。）に障害が発生した際などに、迅速かつ全国統一的な対応を可能とするため、総務大臣が告示により申告期限や納付期限等を延長することができる制度が設けられています（地法20の5の

2②）。また、機構は、これらのシステムに故障等が生じた際には、総務大臣に対しその事象の状況等を報告しなければならないこととされています（地法790の2）。

今般の改正では、納税者が機構指定納付受託者に対して納付又は納入の委託を行うことができる規定が新設されたことから、特定徴収金手続用電子情報処理組織を構成する対象に、機構指定納付受託者及び機構指定納付受託者から納付等事務の一部の委託を受けた者の使用に係る電子計算機を追加することとされています。

⑨ 経過措置

機構指定納付受託者制度は、多様な手段による eLTAX 経由の納付を可能とするものであり、納税者の利便性の向上に資するものであることから、その施行期日から、速やかに当該制度を利用した収納を実施できるようにする必要があります。

しかしながら、機構指定納付受託者となろうとする事業者にとっては、投資に係るリスクを回避するため、実際に指定が行われないうちに納付等事務を行うための準備（システム改修等）に着手することを躊躇することが考えられます。

このような事態を防ぎ、円滑に制度の運用を開始できるよう、機構は、施行期日においても、改正後の地方税法の規定の例により、機構指定納付受託者の指定をすることができることとされ、この場合においては、その指定を受けた機構指定納付受託者は、施行期日に当該指定を受けたものとみなすこととされています（改正地法附則18①）。

また、地方団体が当該指定に関して意見を述べるができることとされ（改正地法附則18②）、意見が述べられたときは、機構は当該意見を尊重して必要な措置をとらなければならないこととされています（改正地法附則18③）。